

災害関係業務事務処理マニュアル

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
令和5年12月改訂

〈目次〉

1. はじめに	- 2 -
2. 環境省における災害関係業務のフロー	- 3 -
3. 環境省における災害復旧制度の概要	- 4 -
4. 災害等廃棄物処理事業とは	- 5 -
(参考) 災害等廃棄物処理事業の概要①	- 7 -
(参考) 災害等廃棄物処理事業の概要②	- 8 -
(参考) 災害等廃棄物処理事業の業務フロー	- 9 -
5. 廃棄物処理施設災害復旧事業とは	- 10 -
(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要	- 11 -
6. 災害発生時の対応について	- 12 -
別紙様式1 被災状況把握事務連絡	- 14 -
別紙様式2 災害等報告書作成依頼事務連絡	- 16 -
7. 災害廃棄物処理事業等の補助金申請について	- 19 -
(1) 災害廃棄物処理事業フロー	- 19 -
(2) 災害等廃棄物処理事業等の主な申請の手続きについて	- 20 -
(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象の範囲	- 22 -
(別表) 災害発生の実事確認	- 25 -
(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表	- 27 -
(5) 災害廃棄物処理事業実地調査の手順	- 30 -
(参考) 災害等廃棄物処理事業に係る諸経費に関する算定の考え方	- 37 -
(様式及び記入例) 実地調査報告書	- 38 -
(6) 廃棄物処理施設災害復旧事業補助金の補助対象の範囲	- 40 -
(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業に係る諸経費に関する算定の考え方	- 45 -
(7) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金 補助対象内外早見表	- 46 -
(8) 廃棄物処理施設災害復旧事業実地調査の手順	- 47 -
(様式及び記入例) 実地調査報告書	- 50 -
8. 災害に起因しない漂着ごみ処理事業	- 52 -
(1) 災害に起因しない漂着ごみ処理事業フロー	- 52 -
(2) 災害に起因しない漂着ごみ処理事業の災害査定等について	- 53 -
(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金(漂着ごみ処理)補助対象の考え方	- 54 -
(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金(漂着ごみ処理事業)の実施について	- 55 -
9. 災害等報告書の作成事例について	- 57 -
10. 災害等報告書事前提出チェックリスト	- 74 -
11. 災害等廃棄物処理事業費補助金等交付申請書の作成方法について	- 75 -
12. 災害等廃棄物処理に関する関係通知等一覧	- 125 -
13. 災害関係事業に係る取扱いについて(質疑応答集)	- 126 -

9～13は「宮城県災害廃棄物処理計画」では割愛。

1. はじめに

我が国は自然的に災害を受けやすい環境にあり、発生する災害により人命や莫大な財産が失われ、国民経済上も大きな負担となっている。特に、近年は、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、令和 2 年 7 月豪雨における被害をはじめとして、大規模な地震、台風や集中豪雨等により、甚大な被害が各地で発生している。環境省においては、こうした災害により発生した災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設が被災した際の復旧に対して、災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金により財政的な支援を行っているところである。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による災害廃棄物の処理に要する費用については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号）に基づき被災市町村に対する財政支援を行ったところである。

これらの補助金にかかる申請額の確定にあたっては、財務省財務局の立会^{りっかい}のもと、被害状況の現地調査（いわゆる「災害査定」）を行い、被害額を両者の合意の下に確定する必要があるが、市町村等において実務を担当する担当者からは「どのように事務手続きを行うのか」「〇〇は補助対象となるのか」等の質問が寄せられることが多々ある。そのため、市町村等において実務を担当する担当者向けに災害報告書等の作成方法や質疑応答を作成することとした。

また、環境省では、東日本大震災の経験を踏まえてこれらを上回る規模の自然災害に備え、廃棄物処理システムの強靱化に関する総合的な対策の検討を進めるため、平成 25 年度から「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会（平成 27 年に改称）」を開催し、大規模災害時における災害廃棄物処理について総合的な検討を行い、「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」（平成 26 年 3 月）と「巨大災害発生時における災害廃棄物に係る対策スキームについて」（平成 27 年 2 月）を取りまとめた。

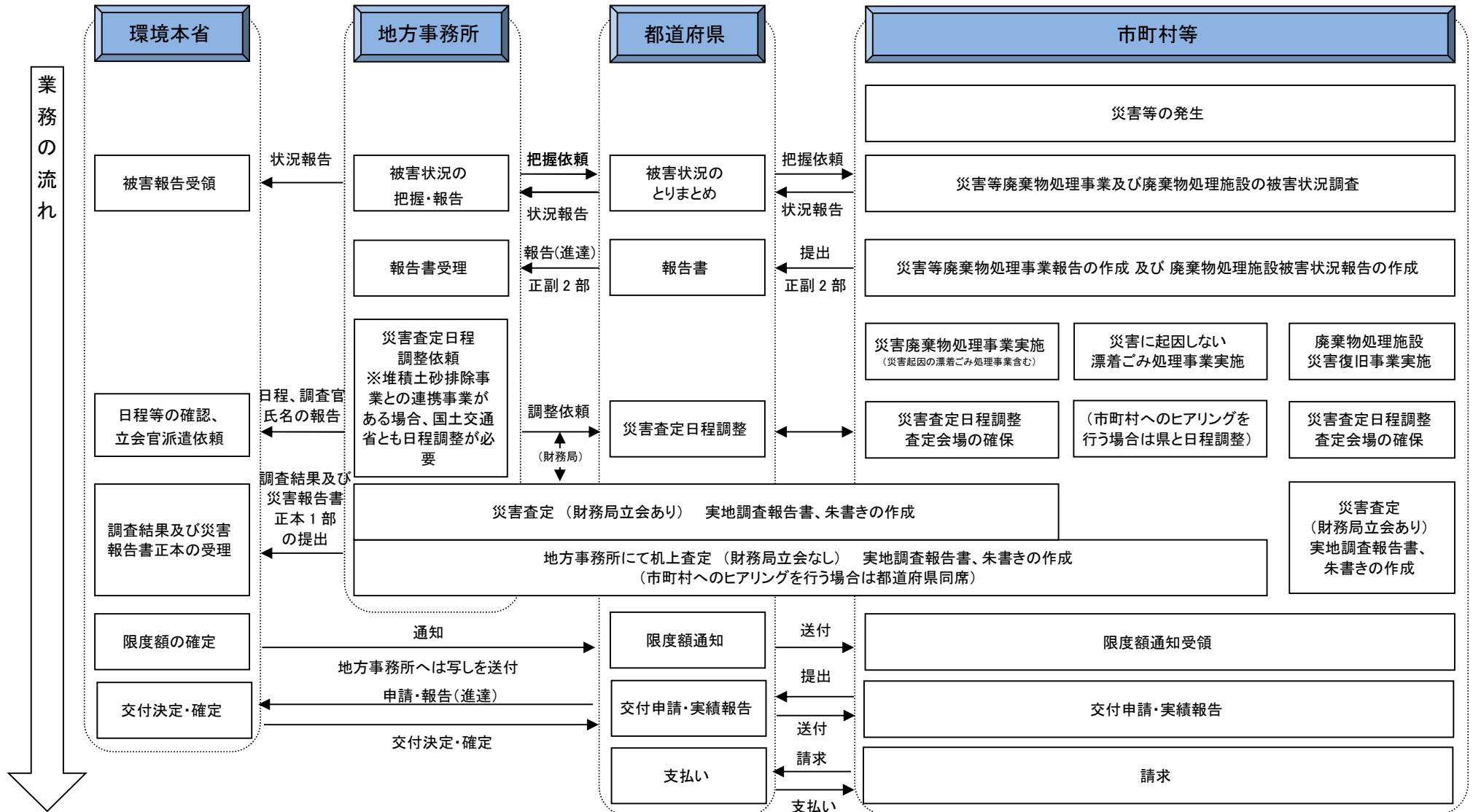
さらに、これまでの水害廃棄物対策指針や震災廃棄物対策指針を改定した「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月策定、平成 30 年 3 月改定）と「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（平成 27 年 11 月）を策定するとともに、法制度の整備を実施し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 58 号）が平成 27 年 8 月 6 日に施行された。

本マニュアルの目的は、災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請方法等を紹介するものであるが、今後、現地調査に臨む実務担当者の方々におかれてはこれらの資料も広く活用していただくことを望むものである。

令和 5 年 12 月

環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

2. 環境省における災害関係業務のフロー



3. 環境省における災害復旧制度の概要

我が国は、その地理的位置、地形、地勢等から極めて自然現象による災害を受けやすく、毎年、台風、豪雨、地震等により全国各地に多くの災害が発生し、多数の尊い人命と多大の財産を失い、国民生活や社会経済に大きな影響を与えている。災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によると、災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいい、国は国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護することとされている。

こうした災害による災害廃棄物の発生や廃棄物処理施設等における被災は、民生安定上また社会経済上重大な影響があり、被災状況を早期に復旧することは行政の責務である。しかし、これらに要する費用は莫大なものとなり、市町村の財政能力を超えるものとなることが多い。そのため、環境省としても、災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金という形で財政上の支援を行い、災害からの早期の復旧・復興を目指し、公共の福祉を図ることとしている。

災害に対しては速やかな被災地の復旧・復興を図るべく、その年に発生したものはその年の予備費又は補正予算をもって予算を措置し、市町村に対し、財政的な支援を行っているところである。

なお、国土交通省などで所管する公共土木施設に関しては、明治 14 年より予算補助の形で国庫補助が行われ、昭和 26 年に「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が制定された。環境省の災害復旧制度については、同法の直接の適用はないものの、災害復旧制度の根幹となる考え方については、同法に基づくものを数多く引用しているところである。

【用語の解説】

本資料で使用している用語の意義は下記のとおりである。

- ・実地調査要領・・・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和 59 年 9 月 7 日付け蔵計第 2150 号）
- ・（処理）交付要綱・・・災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について（令和 5 年 4 月 3 日付け環循適発第 2304033 号環境事務次官通知の別紙）
- ・（復旧）交付要綱・・・廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について（令和 3 年 12 月 22 日付け環循適発第 21122212 号環境事務次官通知の別紙）
- ・実施要領・・・「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金実施要領」の制定について（令和 3 年 4 月 1 日付け環循適発第 2104019 号環境再生・資源循環局長通知の別紙）
- ・取扱い・・・災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（令和 4 年 4 月 1 日付け環循適発第 22040117 号環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知の別紙）
- ・負担法・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
- ・負担法取扱要綱・・・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（昭和 31 年 12 月 10 日付け建発河第 114 号）

4. 災害等廃棄物処理事業とは

1. 目的

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 概要

①事業主体 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

②対象事業 市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条に定める海岸保全区域外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく避難所の開設期間内のもの。

③補助率 1 / 2

④補助根拠 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
第 22 条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

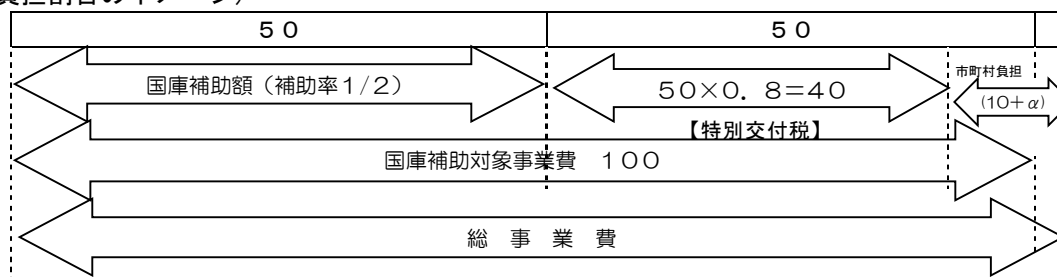
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）
第 25 条 法第 22 条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の 2 分の 1 以内の額についておこなうものとする。

(参考) 災害等廃棄物処理事業の沿革

- ・清掃法（昭和 29 年法律第 72 号、廃棄物処理法の前身）第 18 条に国庫補助の趣旨が規定
- ・廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）の制定に伴い第 22 条に趣旨が規定
- ・平成 19 年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加（災害等廃棄物処理事業の「等」に該当）

- ⑤その他 本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

(負担割合のイメージ)



【激甚災害時】

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条に基づき、地方負担分に対して起債措置（災害対策債）がなされた場合、元利償還金について特別交付税措置（元利償還金の57%）

【特定非常災害時】

地方負担分に対して起債措置（災害対策債）がなされた場合、元利償還金について特別交付税措置（元利償還金の95%）

なお、起債措置（災害対策債）の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置

また、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して行う災害廃棄物処理事業において、当該市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じる場合、該当都道府県に災害廃棄物処理基金を設置

※災害廃棄物処理基金

○基金の対象市町村は、局地激甚災害指定基準（公共土木）を活用し以下の通り。

①標準税収入50億円以下の市町村：事業費推計>標準税収入の20%超

②標準税収入50億円超～100億円未満の市町村

：事業費推計>標準税収入×20%+（標準税収入-50億円）×60%

③標準税収入100億円超の市町村

：事業費推計>標準税収入の50%超

○基金の額は、事業費の2.5%（国庫補助及び地方財政措置後の残割合）から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%

(参考) 災害等廃棄物処理事業の概要①

災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業は、市町村(一部事務組合・広域連合を含む)が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

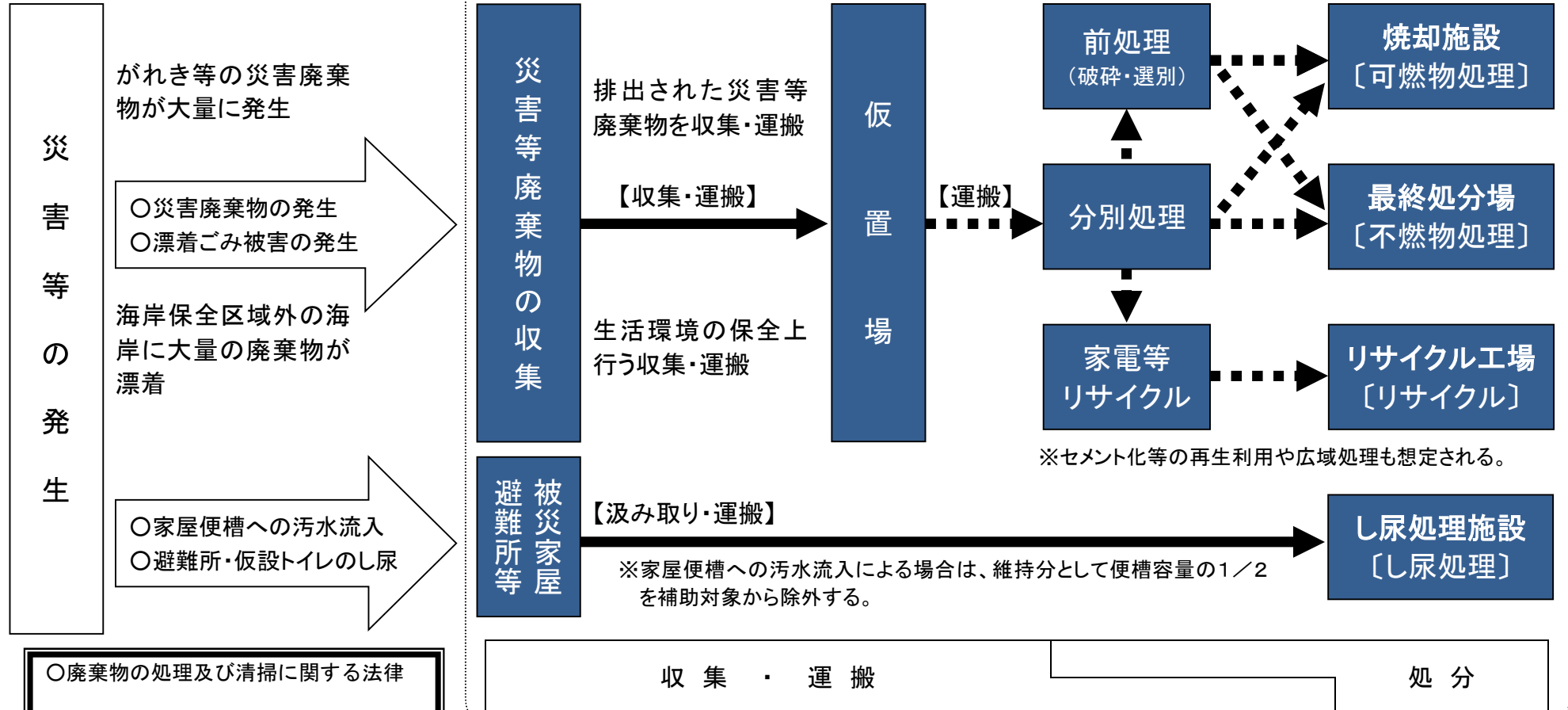
	通常災害	激甚災害	特定非常災害	
対象の市町村	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2	
災害廃棄物処理基金	-	-	-	事業費の2.5%(国庫補助及び地方財政措置後の残割合)から、標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 ※起債充当率 100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率 100% (2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	
合計	90%	95.7%	97.5%	事業費及び標準税収入により算出
半壊家屋の解体	対象外	対象外	対象	

(参考) 災害等廃棄物処理事業の概要②

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業		
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分 (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る) ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分 	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上	
	<ul style="list-style-type: none"> ○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150m³以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1/2	
財務局立会	あり	なし
査定方法	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。 ○事業終了までに概算払いを希望する市町村については推計による事前協議を実施（本省⇔財務省：1億円以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。

(参考) 災害等廃棄物処理事業の業務フロー

【一般的な事例】



○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第二十二條
 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

- 【主な補助対象経費】
- ・労務費
 - ・自動車、船舶、機械器具の借料・燃料費
 - ・機械器具の修繕費
 - ・し尿及びごみの処分に必要な薬品費
 - ・処分に要する覆土及び運搬に必要な道路整備費
 - ・条例に基づき算定された手数料
 - ・家電リサイクル法にかかるリサイクル券購入費
 - ・し尿の汲み取り費用 等

5. 廃棄物処理施設災害復旧事業とは

1. 目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設の復旧に要する経費の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 概要

- ①事業主体 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む）、廃棄物処理センター・PFI 選定事業者・広域臨海環境整備センター、中間貯蔵・環境安全事業株式会社
※産業廃棄物処理施設、PCB 廃棄物処理施設の被害にあつては環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、広域廃棄物埋立処分場の被害にあつては同総務課において実地調査等を担当する。
- ②対象事業 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業。
- ③補助率 1 / 2
- ④補助根拠
- ・通常災害は予算補助
 - ・東日本大震災は法律補助（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号））
- （参考）廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革
- ・平成 5 年度まで及び平成 8 年度以降は予算の流用により対応
 - ・平成 6～7 年度は、阪神・淡路大震災による被害等について立項立目の上、補正予算対応
 - ・平成 26 年度予算から当初予算に計上
- ⑤その他 地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで））

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要

廃棄物処理施設災害復旧事業

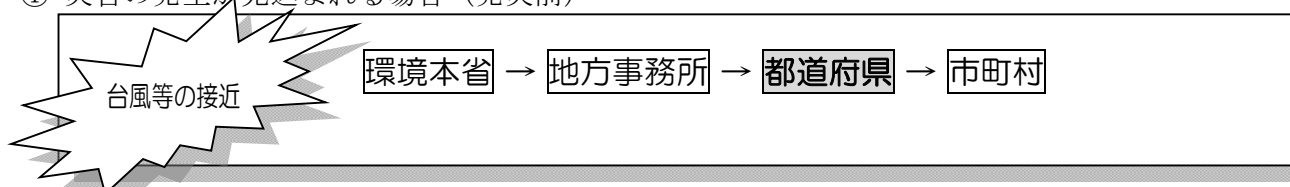
廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

	通常	令和2年 7月豪雨	令和元年房総半島台 風及び東日本台風	平成30年 7月豪雨	熊本地震
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 ・PCB廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置
	73.75%～92.75%	99%	99%	99%	99%

6. 災害発生時の対応について

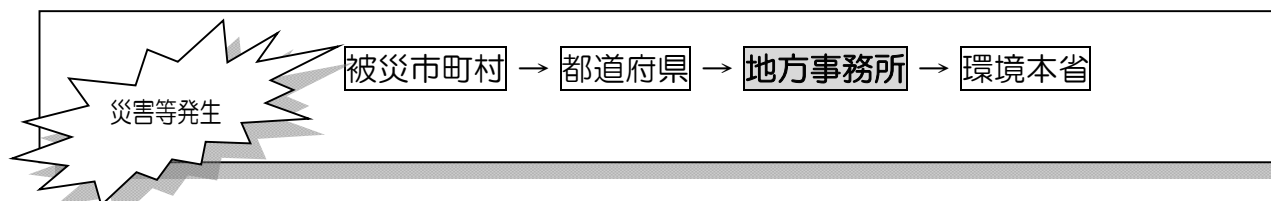
地方環境事務所（以下、「地方事務所」という。）は、管轄地域において台風・地震等の災害により、災害等廃棄物の発生や廃棄物処理施設が被災した場合、若しくは、それらが予想される場合において、以下のとおり対応する。

① 災害の発生が見込まれる場合（発災前）



大型の台風等、各地で災害により災害等廃棄物の発生や廃棄物処理施設の被災が見込まれる場合には、台風の接近等に合わせて環境省廃棄物適正処理推進課・災害廃棄物対策室（以下「環境本省」という。）より、地方事務所を通じて情報収集の依頼を行うことがある。その場合、発災後に速やかな情報収集に協力いただきたい。

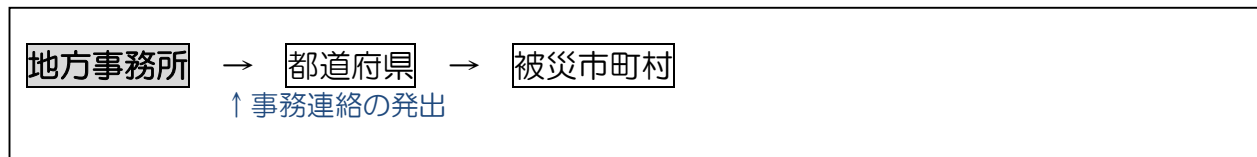
② 災害等の発生の報告（発災日～発災後数日）



災害による被害が発生した場合、都道府県を通じ被災市町村における災害等廃棄物や廃棄物処理施設の状況について情報を収集し、環境本省あてにメール等で報告いただきたい。

各地で甚大な被害が発生した場合には、内閣府（防災担当）において、政府調査団が派遣される場合があり、環境省では、平成 18 年 7 月集中豪雨（鹿児島県）以来、災害廃棄物の処理を所掌する観点から政府調査団に参加しており、環境本省において対応をしている。

③ 被災状況の把握依頼（発災日～当面の間）



地方事務所から都道府県に対し別紙様式 1（被災状況把握事務連絡）により、災害等廃棄物や廃棄物処理施設における、詳細な被災状況についての把握を依頼するので、被災市町村においては、都道府県を通じて被害情報の報告を、都道府県においては管下市町村の被害情報の取りまとめを行い、地方事務所へ報告いただきたい。

（注 1）都道府県からの報告は、メールによる送付で構わない。

（注 2）補助金の申請を見込む場合、災害査定時に、災害の状況や災害等廃棄物の処理状況、廃棄物処理施設の被災状況等を確認するため、写真により被災状況の記録を十分に行うこと。

④ 被災状況の把握・報告（発災日～当面の間）

被災市町村 → 都道府県 → 地方事務所 → 環境本省（→ 内閣府防災担当）

地方事務所は、都道府県から報告のあった被災状況と地方事務所が独自で把握した情報を取りまとめ環境本省に報告すること。

なお、被災状況の報告は、発災日から1週間程度の間は、毎日（原則として土日祝日は除く。）、それ以降は環境本省から報告のタイミングについて指示を行うこととする。ただし、これに関わらず、災害発生から一定期間経過した時点で、被災状況の報告に変更がない場合や軽微な変更であれば、被災状況の内容を適宜判断し、必要に応じて報告することでも差し支えない。

大規模な災害の場合は、内閣府（防災担当）等から被災状況について随時照会があるため、災害等廃棄物処理事業の進捗状況や廃棄物処理施設の復旧状況について随時把握すること（環境本省では、いただいた報告をもとに内閣府（防災担当）へ被害状況を報告している。）。

（注）発災直後に環境本省として重要視している情報は、災害廃棄物の撤去見通し、仮置場の設置状況、処理の見通し、有害物質の発生状況、家屋の全壊・半壊状況、床上・床下浸水の状況等である。

⑤ 災害等廃棄物処理事業報告書等の作成依頼（発災日から2か月程度）

地方事務所 → 都道府県 → 被災市町村
↑ 事務連絡の発出

災害等廃棄物処理事業の進捗状況や廃棄物処理施設の復旧状況を踏まえ、都道府県に対し別紙様式2（災害等報告書作成依頼事務連絡）により、実施要領に基づき、「災害等廃棄物処理事業の報告について」及び「廃棄物処理施設被害状況の報告について」の作成を依頼するので、被災市町村においては、本マニュアルの災害等報告書の作成方法に留意して災害等報告書の作成を順次進めること。

事 務 連 絡
令和 年 月 日

〇〇県一般廃棄物担当課 御中

環境省〇〇地方環境事務所
資源循環課

台風〇〇号による被災状況の把握について

日頃より廃棄物行政の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたびの台風〇〇号により、被災市町村等が実施した災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被災による復旧事業について、迅速な状況把握の必要性から、別紙様式により毎日（原則、土日祝日は除く）16：00までに当課あてメール（紙で印刷した文書の送付は不要）にて御報告をお願いいたします。

なお、被災状況の報告にあたりましては、前日の内容から変更が生じた場合は、当該部分を朱書きにより御報告いただき、変更がない場合であっても、別紙様式により御報告をお願いいたします。

また、環境省においては、災害により被災市町村が実施した災害等廃棄物の処理事業及び廃棄物処理施設の復旧事業に対して、「災害等廃棄物処理事業費補助金」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」により支援しているところですが、緊急に対応しなければ生活環境保全上著しく支障があり、やむを得ず当該補助金における災害査定以前に災害等廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の復旧を行う場合には被災状況等の写真について入念な撮影をお願いいたします。災害査定においては、写真等の資料により被災の事実、災害等廃棄物の処理状況や施設の被災状況等を確認の上、採否を決定することとしており、被災状況等が確認できないものについては、補助の対象とならない場合がありますので、市町村に対し周知徹底をお願いいたします。

※本事務連絡は例示であるので、文言等は適宜変更になる場合がある。

<問い合わせ・報告先> 〇〇地方環境事務所資源循環課 担当者： 電 話： E-mail：
--

災害廃棄物等に関する状況について【情報共有フォーマット（被災情報用シート）】

被害をもたらした災害等（災害等の名称、日付）：台風〇号（令和〇年〇月〇日）

都道府県名： 課室名： 担当者名：

（電話： メールアドレス：）

※前回からの変更箇所は赤字としてください。

※必要に応じて、行を追加して記載してください。

※随時更新していく情報につき、現段階で把握している情報を記載してください。すぐに修正となっても問題ありません。

第1報（20XX/6/13 11:29）現在

1. 廃棄物処理施設・浄化槽（市町村設置型）の被害状況

（「被害あり」又は「確認中」の場合記載）				（その後、把握できた情報を随時更新）		
市町村名	被害状況 （有/確認中）	施設種別	施設名	稼働状況		被害及び復旧の状況等
				稼働停止日	稼働再開日	
〇〇市	被害あり	焼却施設	クリーンセンター〇〇	20xx/6/8		煙突の損壊（〇月〇日填補修見込み）
〇〇市	被害あり	浄化槽	浄化槽（市町村設置型）	20xx/6/8	20xx/6/10	本体及び排水管の破損、修繕済み
〇〇市	確認中	粗大ごみ処理施設	〇〇リサイクルセンター	20xx/6/8		
〇〇市	確認中	し尿処理施設	〇〇汚泥再生処理センター	20xx/6/8		

※記載すべき施設が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載すること。

※被害がありえるものの、「被害なし」と確認できていない場合は、「確認中」として取扱うこと。

黄色で塗りつぶしている欄は、発災直後に把握いただきたい。

2. その他、被災情報

（被災情報がある場合記載）			予想される 災害廃棄物発生量 （t）
市町村名	被災情報全般	仮置場設置 （有/調整中/無）	
〇〇市	避難所設置4か所、その他情報なし		
〇〇市	風害による家屋被害多数		1,000
〇〇市	水害による災害廃棄物多数		10,000

緑色で塗りつぶしている欄は、発災直後には必ずしも必要ないものの、把握できた情報を随時更新いただきたい。

（以下の欄は、「仮置場を設置した場合」又は「地方環境事務所から依頼があった場合」に記載してください）

3. 仮置場の状況

市町村名	仮置場所在地及び名称	保管面積 (㎡)	最大保管容量に対する割合			受入期間		備考 (受入状況、搬出状況等)	（公表されていれば） 仮置場情報ウェブサイトURL
			合計 (%)	うち廃棄物 (%)	廃棄物以外 (%)	受入開始日	受入終了日		
〇〇市	〇〇市〇〇町1-2 〇〇運動公園	500.5㎡	60%	40%	60%	2022/6/20		http://~~~~	

※仮置場が複数ある場合、同一市町村であっても複数行に記載すること。

※ひっ迫状況等について、課題が生じている場合、具体的な内容は次項「4. その他、課題等」欄に記載すること。

4. その他、課題等

市町村名	課題の内容（なるべく具体的に）		対処方針・必要な支援等（想定できていなければ空欄で可）	
	（類型選択）	（詳細記述）	（類型選択）	（詳細記述）
〇〇市	仮置場	仮置場での分別がうまくできておらず、搬出に時間を要している	その他	思いつかないが、参考情報があれば聞きたい
〇〇市	仮置場	仮置場が確保できておらず、市で管理できていない集積所が発生している	市町村内調整	仮置場確保のため〇〇部局と調整中
〇〇市	人員不足	被害状況の把握、処理体制の検討のための事務系人員が足りない	全国調整	環境省と電話で相談したい（午前中又は夕方希望）
〇〇市	車両不足	通常の収集運搬（不燃ごみ）のための車両とドライバーが足りない	県内調整	県内の他市町村からの応援について調整中。
〇〇市	処理先確保	廃石膏ボードの処理先が見当たらず、仮置場で滞留している	ブロック内調整	県内では処理先確保困難、ブロック単位での調整希望

※把握できる範囲で、なるべく具体的に記載すること。

事務連絡
令和 年 月 日

〇〇県一般廃棄物行政主管課 御中

環境省〇〇地方環境事務所
資源循環課

災害等報告書の作成について（依頼）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の実地調査にあたり、令和3年4月1日付環循適発第2104019号環境省環境再生・資源循環局長通知の別紙「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領」に基づき、申請予定自治体に対し、「災害等廃棄物処理事業の報告について」及び「廃棄物処理施設被害状況の報告について」の作成依頼をお願いします。

また、災害等報告書に添付して頂きたい資料及びその他参考資料等について以下のとおり御連絡します。お手数をおかけしますが、限られた時間の中で効率的に実地調査を行うため、御協力をお願いします。なお、災害等報告書提出時点から現地調査までに日数を要する場合は、どの日付までを実績として計上するか等事前にご相談ください。

○災害等報告書に添付する資料

1. 災害時の気象データ（气象台、都道府県、市町村等での公的データ）

- ①降雨：最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況
- ②暴風：風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係
- ③地震：震度、震源地等

2. 写真

- ①道路の冠水や河川の増水、土砂崩れなど被害状況が確認できるもの
- ②仮置場の状況（仮置場の原形復旧を行う場合は、使用前後の状況）や災害等廃棄物（集積所や便槽など）が確認できるもの

3. 地図（地図上に以下の場所を明示すること）

- ①気象観測地点
- ②仮置場
- ③廃棄物処理施設
- ④被災状況写真の撮影地点
- ⑤浸水地域や便槽汲み取り世帯

4. 事業費算出内訳の根拠資料※

①積算単価の根拠が確認できるもの

三者見積や都道府県及び市町村の土木単価など

②員数（件数）の根拠が確認できるもの

労務費であれば作業日報、重機借上料であれば運行記録、処理料金であれば伝票、燃料費であれば使用した燃料の量が分かる資料や走行距離の記録など

③その他、委託契約書や支出額が証明できる資料（請求書や受領書）など、事業費の算出根拠が確認できるもの

④原則として処理フローをまとめること（フロー図を用いなくても説明ができるような単純なものは除く）。

⑤労務費やトラック運行記録などは、集計表を作成すること

※ 著作権法等に基づき、根拠書類として提出できないものについては、提出不要（ただし、災害査定時に根拠書類を確認する場合があるため、書類は整えておくこと）。

※ 実地調査時の朱入れ用として、災害等報告書（添付資料を除く。）の最終版の写しを数部用意して下さい。

※ 事業費算出内訳の根拠資料として、上記資料を添付して下さい。事前提出が間に合わない場合は、実地調査当日に調査会場に準備し、当日提示できるようにして下さい。

※ 資料が用意されておらず実地調査時に事業費算出内訳等の妥当性について証明・説明できない場合は、減額査定となることがあり、後日の再調査も行いませんので、予め御了承願います。

○その他参考となる資料（実地調査当日までに準備いただきたい資料）

- ・ 災害等廃棄物の発生量や処理見込量が分かる資料
- ・ （施設・設備等復旧の場合）被災前後の写真及び施設図面、財産管理台帳、被災した設備等の状況を第三者機関が証明した資料など

○提出部数及び提出先

環境本省用正本1部＋地方環境事務所用副本1部を地方環境事務所に、副本1部を管轄の財務局に提出して下さい（市町村へは都道府県において必要となる部数を含めて依頼して下さい。）

<問い合わせ・報告先> 〇〇地方環境事務所資源循環課 担当者： 電 話： E-mail：
--

(参考：添付書類例)

1. 災害時の気象データ

気象台、都道府県、市町村等での公的データ。

2. 写真

①道路の冠水や河川の増水、土砂崩れなど被災状況が確認できるもの。

②仮置場の状況（仮置場の原形復旧を行う場合は、使用前後の状況）や災害等廃棄物（集積所や便槽など）が確認できるもの

- ・仮置場配置図
- ・仮置場状況

※被災状況の代表的な写真（災害廃棄物の発生状況・収集状況、仮置場での集積状況など補助対象である災害廃棄物の収集・運搬・処分の状況が把握できるもの）

※写真については、各自治体の災害対策本部で提供されるもので準用できればそれでも可

3. 地図

地図上に以下の場所を明示すること

- ①気象観測地点
- ②仮置場
- ③廃棄物処理施設
- ④被災状況写真の撮影地点
- ⑤浸水地域や便槽汲み取り世帯

※②については、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請の際は不要

4. 事業費算出内訳の根拠資料※

①積算単価の根拠が確認できるもの

見積書、設計書、建設物価、入札関係資料等

②員数（件数）の根拠が確認できるもの

実績においては、作業日報や業務報告書、伝票等、員数が分かる資料を一覧にしたもの（現地調査時において、作業日報や業務報告書、伝票等を調査官が求めた際に提示出来るよう原本については会場に用意しておくこと。）

推計においては、推計の根拠が分かるもの

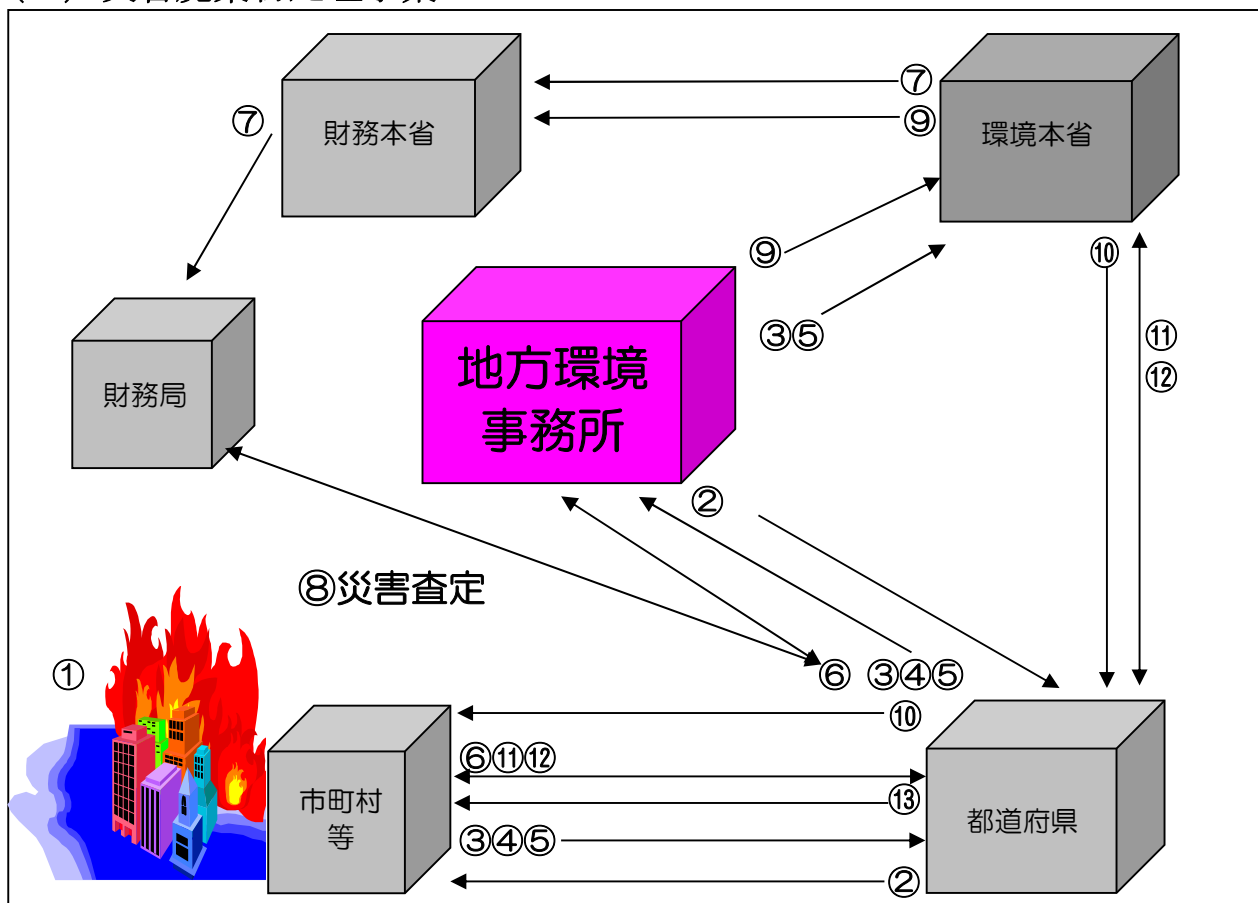
③その他、委託契約書や支出額が証明できる資料（請求書や受領書）など、事業内容及び事業費の算出根拠が確認できるもの

随意契約においては、随意契約理由書も添付すること。また、見積もりが3者未満の場合は、3者未満である理由書も添付すること

※著作権法等に基づき、根拠書類として提出できないものについては、提出不要（ただし、災害査定時に根拠書類を確認する必要があるため、書類は整えておくこと）。

7. 災害廃棄物処理事業等の補助金申請について

(1) 災害廃棄物処理事業フロー



NO	事 項	主 体
①	災害の発生・災害廃棄物処理対応	市町村等
②	被災状況の把握依頼	<u>地方事務所</u> →都道府県→市町村等
③	被災状況の把握・報告	市町村等→都道府県→ <u>地方事務所</u> →環境本省
④	災害等廃棄物処理事業報告の提出・受理	市町村等→都道府県→ <u>地方事務所</u>
⑤	(必要に応じ) 推計での事前協議	市町村等→都道府県→地方事務所→環境本省⇄財務本省
⑥	災害査定日程調整※	都道府県(市町村等)←→ <u>地方事務所</u> ・財務局
⑦	立会官派遣依頼	環境本省→財務本省→財務局
⑧	災害査定の実施	環境本省・ <u>地方事務所</u> ・財務局・市町村等・都道府県
⑨	実地調査報告書及び災害報告書正本1部の提出	<u>地方事務所</u> →環境本省
⑩	補助限度額の通知	環境本省→都道府県→市町村等
⑪	交付申請及び交付決定	環境本省←→都道府県←→市町村等
⑫	実績報告及び交付確定	環境本省←→都道府県←→市町村等
⑬	補助金の支払	都道府県→市町村等

※国内の災害に起因する漂着ごみ(海岸保全区域外の海岸への漂着)の処理も本事業に含む。

※堆積土砂排除事業との連携事業がある場合、国土交通省とも日程調整が必要

(2) 災害等廃棄物処理事業等の主な申請の手続きについて

④ 災害等廃棄物処理事業報告書の提出・受理

被災市町村は、都道府県を通じて地方事務所に災害等報告書を正副2部提出する（提出締め切り等は災害発生の時期や被災状況に応じて設定される。）。また、都道府県は管轄の財務局等に対して、市町村から提出された災害等報告書を提出する。

なお、提出後に差し替え等が発生しないよう、公文で提出する前に予め都道府県を通じ地方事務所と調整し、できるだけ事務の効率化を図ることが重要である。

⑥ 災害査定日程の調整

市町村において災害等報告書の提出の目途がついた場合には、地方事務所は、都道府県に対して災害査定の日程調整（地方事務所（環境本省）、財務局、都道府県、市町村）を依頼する。都道府県は、財務局、市町村、地方事務所と調整し、災害査定の日程を決定する。なお、国土交通省所管の堆積土砂排除事業との連携事業がある場合には原則同時に実地調査をすることとなるので、国土交通省とも日程調整をする必要がある。

(注1)

査定日より前に災害廃棄物の処理を行う場合は、被災状況の写真（災害廃棄物の発生状況・収集状況、仮置場での集積状況など補助対象である災害廃棄物の収集・運搬・処分の状況が十分把握できるもの）の撮影を十分に行うこと。

写真により処理前後の状況が確認できない場合は補助の対象とならないことがある。

(注2)

災害復旧制度では「年災」の考え方（「年度」ではない）が採られており、その年に発生した災害の災害査定はその年に実施することが原則である。事業完了前でも査定は可能であるので、年内に処理完了の目途がつかない場合には、見込みをもって査定を行うこととなる。

⑧ 災害査定の実施

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和59年9月7日付け蔵計第2150号）（以下「実地調査要領」という。）に基づき、「災害等廃棄物処理事業報告」を査定資料とし、災害査定を行う。

災害査定は、経費の必要性や員数（件数）・単価の根拠等を確認し、補助対象外経費や根拠が不明な経費などについて査定が行われる。

⑨ 実地調査報告書の作成

(a) 査定後の事業費が1億円未満で、査定官と立会官の意見が一致した場合

査定官が作成する調査要領の様式1「環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書」及び朱書き（査定内容について環境本省で把握するため、災害等廃棄物処理事業報告書の「事業費算出内訳」に査定の結果が分かるように見え消しで朱書き訂正したもの）を市町村は4セットコピーし、原本とコピー1セットを査定官へ、立会官、都道府県、申請市町村はそれぞれコピー1セットを保存する。

(b) 査定後の事業費が1億円以上、または、査定官と立会官の意見が一致しない場合

査定後の事業費が1億円を超える場合、または、立会官と意見が合わなかった場合、査定結果は「保留」(※)となり、環境本省と財務本省による本省間協議により金額が決定されることとなる。近年は大規模な災害が多発しており、事業費の基準(保留金額)を1億円から引き上げた災害もあるが、原則として1億円以上としている。

査定官が実地調査報告書を作成するが、調査結果欄(査定後)の金額は、保留金額であるため上段に括弧書き外数となる。この場合、調査要領の様式2「環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書」を併せて作成する。

「様式1」及び「朱書き」を4セットコピーし、原本とコピー1セットを査定官へ、立会官、都道府県、申請市町村はそれぞれコピー1セットを保存する。また、「様式2」を1部コピーし、原本を査定官、コピーを立会官に渡す。

※保留については、実地調査要領第9の規定を参照のこと。

⑩補助限度額通知の決定・送付

環境本省は、実地調査報告書等を基に、限度額を決定し、申請市町村あて(都道府県経由)に限度額通知を発出する。

限度額通知は、地方事務所から実地調査の報告後、速やかに発出するが、補正予算等によって当該災害に係る予算が措置される場合には、予算の成立等に合わせて発出する。

⑪補助金の交付申請・交付決定

市町村は、限度額通知を受領後、補助金の交付申請書(兼実績報告書)を環境本省あて(都道府県経由)に提出する。環境本省にて、申請書受領後、補助金の交付決定手続きを行い、交付決定通知書(兼額の確定通知書)を市町村あて(都道府県経由)に送付する。

⑬補助金の支払

都道府県は、額の確定通知後、市町村からの請求に基づき、支払を行う。

(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象の範囲

1 災害廃棄物処理事業

災害により被害を受けた市町村（特別区、一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業である。

また、災害等廃棄物処理事業費補助金は、市町村が通常の費用以外に災害廃棄物を処理するために特別に支出したとき、財政支援を行うものである。

2 災害の範囲

災害は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたものとし、事実確認及び事業の採択の範囲については、「公共土木施設災害復旧事業査定方針」の第2「災害原因の調査」及び第3「採択の範囲等」の第1項に準じて取り扱うこととする（※）。

※別表「災害発生の実事確認」参照

(注) 災害の採択要件を満たしているかは、災害査定における根幹部分であり、採択要件を満たしていなければ査定に入ることもできない。そのため、災害の採択要件を満たしているか否かを入念に確認すること。例えば、気象庁から発表されるデータに被災地域が入っていない場合や、気象庁のデータでは採択要件を満たしていることが確認できないが、市町村独自の観測データ等では採択要件を満たしていることが確認できる場合は追加資料として、独自データを添付すること。

3 対象となる廃棄物

(1) 災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物

原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物とする。

(2) 災害により便槽に流入した汚水

維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外する。

(3) 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿

災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものとする。

(4) 災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物

4 対象から除外される事業

(1) 1市町村の事業に要する経費が、以下に掲げる限度額未満のもの

・指定市及び指定市を含む一部事務組合 : 限度額 800 千円

・市町村及び指定市を含まない一部事務組合 : 限度額 400 千円

(指定市とは、地方自治法上の指定都市をいう。)

(2) 他の災害復旧事業で補助対象となった事業

(3) 国土交通省所管の都市災害復旧事業として実施される堆積土砂排除事業。ただし、連携事業における環境省事業分については対象とする。

(4) 生活環境の保全上支障があると認め難いものや災害発生以前に不用品であったと認められるもの

(5) 他の公共事業により排出された廃棄物や単純な土砂の処理に係るものであって、生活環境保全上の支障が認め難いもの

(6) 災害によって生じた廃棄物であることが写真等の資料により確認できないもの

- (7) 緊急に処理しなければ著しく支障があると認め難いもの
- (8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、災害に伴う感染症発生予防、まんえん防止を目的として行われるねずみ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布
- (9) 海岸管理者が行う場合の漂着流木処理事業
- (10) 自衛隊等が無償で実施した解体、収集・運搬事業
- (11) 損壊家屋等の処理事業のうち、次の各号に該当するもの
 - ① 港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業
 - ② 官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度として設けられているもので、当該制度の適用になるもの
 - ③ 修復して再利用すると判断した家屋等の一部解体工事
 - ④ 災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判別できないものの解体工事
 - ⑤ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有する賃貸マンション及び事業所等の解体工事

5 補助対象となる経費

補助対象となる主要な経費の内容は次の各号に掲げるとおりである。

なお、経費の算出にあたっては、災害等廃棄物処理事業の取扱いについて（令和4年4月1日付け廃棄物適正処理推進課長通知）により算出するものとし、当該取扱いにより算出できない又は算出することが適当でない場合においては、合理的な基準に基づき積算された単価・数量を適用することを妨げない。

1. 労務費

作業従事者に対する賃金（雇い上げの作業員等に限る。）。なお、必要に応じて作業員の輸送費を含むものとする。

2. 借上料

ごみ処理にあっては、ごみ収集車、ごみ運搬車、ごみ運搬船、仮置場における重機及び仮置場の用地等の借上料

し尿処理にあってはバキューム車、し尿運搬船等の借上料

3. 燃料費

ごみ処理、し尿処理に係る自動車、船舶、重機等の燃料費

4. 機械器具修繕費

ごみ処理、し尿処理に係る重機等の修繕費。また、市町村が所有する施設で処理を行った場合の減価償却費相当額を計上することができる。

5. 薬品費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に必要な薬品費等

6. 道路整備費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費

7. 手数料

ごみ処理、し尿処理に係る条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。）

8. 委託料

ごみ処理、し尿処理について、災害等により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村に委託した場合の経費（減価償却費相当額を計上することができる。）

なお、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務にあっては、諸経費、消費税等相当額を含むものとする。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に

委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

① 解体工事費

ごみ処理に係るもので、損壊家屋等（全壊及び半壊（特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害に限る。））の解体工事（解体工事に係る運搬費も含む）に必要な経費で、以下に掲げるもの

（ア）地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする。）

（イ）門扉、塀、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村が判断した場合の解体費

（ウ）擁壁について、倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費

なお、解体工事の対象となる家屋等は、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第22条に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家屋等とする。

② 仮設工事費

ごみ処理に要する仮置場、仮設積出基地及び収集・運搬、処分に必要な最小限度の仮設道路の整備等に係る経費

③ 運搬費

ごみ処理にあつては、ごみの発生場所から仮置場までの収集・運搬、仮置場から処理施設までの運搬及び仮置場における選別に要する費用（海上輸送費も含む）

し尿処理にあつては、くみ取りし尿の収集・運搬に要する費用

④ 処理・処分費

破碎、焼却、埋立、再生に必要な経費（所有者を特定できない家電リサイクル法対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金（パーソナルコンピュータの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。）を含む。）

⑤ 諸経費

以下に掲げる業務に必要な諸経費（共通仮設費（率計上分に限る）、現場管理費及び一般管理費等をいう。）。ただし、これによりがたいときは、個別協議により諸経費を算出することができる。

（ア）解体工事

解体工事にかかる委託業務に要する額の100分の15以内とする。

（イ）仮置場及び土砂混じりがれき

仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務に要する額の100分の15以内又は土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等の率とする。

(別表) 災害発生の実事確認

事 項	採択の範囲	説 明
1. 災害原因 (1) 降雨	最大24時間雨量が80mm以上。ただし、80mm未満であっても時間雨量が特に大である場合（時間雨量が20mm以上）は被害状況による。	①降り始めからの総雨量ではないことに留意。採択にあたっては、始末期は問わないが、24時間雨量が最大値になる部分を確認すること。 ②時間雨量（20mm）による採択は最大24時間雨量に対する例外処置である。
(2) 暴風	最大風速が15m/secであること	①最大風速とは10分間の平均風速であり、最大瞬間風速ではない。 ②被災施設の所在地に観測施設がない等の場合は、近傍の観測地における数値から判断するが、他の施設の被災状況をも考慮する。 ③風災害については、特に風向等を考慮し、因果関係を検討すること
(3) 洪水	①河川にあつては警戒水位 ②警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さ）の5割以上の水位 ③河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適當な場合の警戒水位未満の出水 ④比較的長時間にわたる融雪出水等	① 河川の場合、出水位で異常な天然現象の範囲を規定しているのは、上流部の異常降雨が災害の原因となることが多いためと考えられる。したがって、当該河川の流域に異常降雨がない場合は、河岸高と出水の関係を慎重に検討する必要がある ② 被災地点に量水標がない場合には、上下流の観測所における出水状況で判定する。 ③ 河川の出水が原因と認められるものは、河川の規定を適用する。河床の変動による場合は、その変動の度合が警戒水位の定めを不適當ならしめる程度のものであることを条件として、変動横断面積と洪水位により判断することとする。
(4) 地震	異常な天然現象であること	①震度による採択基準はないが、被害状況に鑑み採否を決定する。特に施設災害復旧事業については、老朽化施設の更新、改良とならないよう、他の施設の被災状況を勘案した上で採択する。
(5) 高潮、波浪、津波	被害の程度が比較的軽微と認められないもの	①軽微の程度は特に定められていないため、被害状況に鑑み採否を決定する。 ②波高何m以上を異常気象とする等標準的なものがないため、風速15m/sec以上の暴風が原因と認められる場合は採択している ③相当遠方の洋上において、発生したうねり等が本邦に達する場合もあるため、関係する客観的観測資料または、被災施設の計画波高等を慎重に検討し採否を決定する。

<p>(6) 突風、旋風</p>	<p>異常な天然現象であること</p>	<p>①竜巻の場合には被害状況及び日本版改良藤田(JEF)スケールも参考として採否を決定する。基準としてJEF1以上の場合であって、社会通念上の被害が生じている場合は補助対象とする。</p>
<p>(7) 落雷</p>	<p>異常な天然現象であること</p>	<p>①落雷により施設が被災したことを証明する資料をもって採否を決定する。民間事業者でも落雷証明書を発行しているところがあるので、よく確認すること。</p>
<p>(8) 積雪</p>	<p>公的機関の雪量観測所における積雪深が、過去10年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ1m以上の場合</p> <p>※施設災害復旧事業については、平成26年5月16日付け「降雪に係る廃棄物処理施設災害復旧事業の取扱いについて」による。</p>	<p>①被災施設の所在地に観測施設がない等の場合は、近傍の観測地における数値から判断するが、他の施設の被災状況をも考慮する。</p> <p>②特に施設災害復旧事業については、老朽化施設の更新、改良とならないよう、他の施設の被災状況を勘案した上で採択する。</p>
<p>(9) 融雪</p>	<p>1日の融雪量を降雨量に換算したものが「最大24時間雨量80mm以上」に該当すること</p>	<p>①換算方法は、換算降雨量＝1日の融雪深(mm)×根雪時期の積雪密度(g/cm³) 積雪密度は次を標準とする。</p> <p>積雪初期・・・0.2 最深積雪期・・・0.3 融雪期・・・0.4 融雪最盛期・・・0.5</p>
<p>(10) その他(地すべり、噴火、干ばつ等)</p>	<p>異常な天然現象であること</p>	<p>①地すべりは、斜面構成物質が地下の滑り面を境界として滑動する現象の事であり、崩落とは原因等が全く異なるので注意する</p> <p>②干害については、連続干天日数(日雨量5mm未満の日を含む)が20日以上であること</p> <p>③火災については原則として採択しないが、フェーン現象により被害が拡大したなど、(1)～(7)の現象によって生じたことが証明できる場合は採択されることがあり得る。</p> <p>(例) 平成28年糸魚川大火</p>

(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象とした事例もある。

【通常災害】

区 分	対象	根拠等
1. 災害廃棄物を処理するために必要な労務費	○	
2. 1. で雇用した臨時職員の給与	○	
3. 災害廃棄物を処理するための常勤職員の給与（超過勤務手当を含む。）	×	
4. 薬品費	○	単なる消臭目的は×
5. 仮置場に必要な重機の燃料費	○	各自治体の毎月の燃料単価（契約単価）又は物価資料による単価を限度とする
6. 半壊と診断された被災家屋の解体工事費	△	特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害のみ、半壊も対象。
7. 災害により破損し、一部損壊家屋から排出された家財道具、瓦等の収集・運搬・処分	○	いわゆる「片づけごみ」
8. 被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	
9. 中小企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの	○	住居を伴う個人商店の除去ごみも○。明らかに業により排出されたものは対象外。
10. 豪雨により上流から流され、河川敷に漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
11. 被災した農業用ハウス等の収集・運搬・処分	△	生活環境保全上支障があると認められるものは補助対象。
12. 崖崩れによる災害土砂の処分費	×	単純な土砂のみは国交省等の災害復旧事業
13. 宅地に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	堆積土砂排除事業との連携も可
14. 一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	家屋の損傷程度によらず補助対象
15. 洪水等で流された家財等を元の位置に戻す等の作業費	×	災害廃棄物処理に該当しない
16. 避難所における仮設トイレの設置・借上費	×	災害救助法の対象
17. 避難所のトイレ・仮設トイレのし尿のくみ取り費用	○	災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る
18. 避難所から排出されたごみの処分費用	×	
19. 災害廃棄物を分別するための委託費	○	
20. 破碎・チップ化等中間処理業務の委託費	○	
21. 収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
22. ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
23. 仮置場の造成費用	○	被害が甚大な場合は対象
24. 仮置場の原形復旧費	○	被害が甚大な場合は対象
25. 仮置場表土のはぎ取り（数十cm程度）・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら○
26. 仮置場内の道路整備費	○	必要最小限のみ対象
27. 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンス	○	
28. ブルーシート等、仮置場の管理のために必要な消耗品費	○	家屋の雨漏り防止用は×
29. 仮置場内管理要員の配置に必要な費用	○	夜間警備員は、警察や消防からの指導があった場合などに限る
30. 仮置場内作業員の熱中症対策等の健康管理のための仮設事務所	○	
31. 家電リサイクル法対象被災品のリサイクル料金・リサイクル券購入手数料	○	
32. 家電リサイクル法対象被災品がリサイクルできない場合の運搬・処分	○	
33. 家電リサイクル法対象被災品の運搬費	○	
34. 消火器、パソコン等処理困難物の処分費	○	

35. 仮置場に不法投棄された廃棄物の処分費	×	仮置場の管理の不備
36. スクラップ（鉄くず）売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
37. 運搬にかかる交通誘導	○	
38. 運搬にかかる高速道路料金	原則×	道路がそれしかない場合や高速道路を通らなければならない理由が対外的に説明できれば○
39. 機械器具の修繕費	○	定期的に行っている修繕は対象外
40. 浸水により便槽に流入した汚水の汲み取り費用	○	便槽の半量は維持分として対象外
41. 被災した市町村設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	×	廃棄物処理施設災害復旧費の対象
42. 被災した個人設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	○	汚水のみであれば、便槽に流入した場合と同様、浄化槽の半量は維持分として対象外
43. 消費税	○	
44. 仮置場への搬入道路や場内道路の鉄板敷、砂利敷	○	必要最小限のみ対象
45. 通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用	○	
46. 焼却施設の減価償却費	○	
47. 漂着ごみの収集を行った漁協に対し、市町村が出した補助金への補助	×	補助金への補助は×。委託費への補助なら○
48. 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	△	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、100分の15以内又は仮置き場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等
49. 工事雑費	△	諸経費として計上
50. 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみ	×	国交省大規模漂着流木処理事業の対象
51. 台風により海岸保全区域外の海岸に漂着した150 m ³ 未満のごみ	○	災害起因にはm ³ 要件は無し
52. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した漂流ごみ	×	
53. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した海底ごみ	×	
54. 海岸保全区域外の人立ち入らない海岸の漂着ごみ	×	「生活環境保全上」にあたらぬ
55. 海岸管理を怠り堆積させ、150 m ³ を超えた漂着ごみ	×	海岸管理を怠った堆積は対象外
56. 豪雨により上流から流され海岸保全区域外の海岸に漂着した流木	○	

災害時における被災浄化槽の復旧に関する助成制度

	市町村設置	個人設置
循環型社会形成推進交付金(浄化槽) (環境省)		
補助対象	○	○
国庫助成率	1/3	1/3
対象	<p>市町村が行う、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築(※)事業に対する助成</p> <p>(※「改築」には機材交換が含まれる。(例:プロフの更新を含めた機材交換))</p> <p>(※市町村設置型(公共浄化槽等整備推進事業)においては、家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新は、災害に伴い必要になったか否かを問わずに助成対象である。)</p>	<p>市町村が行う、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築(※)に対する補助事業に対する助成</p> <p>(※「改築」には機材交換が含まれる。(例:プロフの更新を含めた機材交換))</p>
基準額	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表4の区分に記載のとおり (対象②(既設の浄化槽の改築)については、環境大臣に協議し、承認を得た額)	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表3の区分に記載のとおり (対象②(既設の浄化槽の改築)については、環境大臣に協議し、承認を得た額)
要綱等	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領19.(9).イ 公共浄化槽等整備推進事業実施要綱第3.(3)	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領19.(9).イ 浄化槽設置整備事業実施要綱第3.冒頭、第3.(3)
※備考	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度補正予算編成に伴いメニュー化、要綱等改正(対象②) 対象①については、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の要件を満たす場合の国庫助成率は1/2となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象①については、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の要件を満たす場合の国庫助成率は1/2となる。
災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)又は堆積土砂排除事業(国土交通省)		
補助対象	△	○
国庫補助率	1/2	1/2
対象	<p>汚水(汚泥)の抜き取り:廃棄物処理施設災害復旧事業の対象。</p> <p>土砂の抜き取り:堆積土砂排除事業の対象とすることができる。ただし、廃棄物処理施設災害復旧費補助金の対象となるものは対象外。</p>	<p>汚水(汚泥)の抜き取り:災害等廃棄物処理事業費補助金の対象。</p> <p>土砂の抜き取り:堆積土砂排除事業の対象とすることができる。</p>
廃棄物処理施設災害復旧費補助金(環境省)		
補助対象	○	×
国庫補助率	1/2	
対象	1基当たりの復旧費が40万円以上のものに限る。復旧に際し、汚水(汚泥)の抜き取りも対象となる。	

(5) 災害廃棄物処理事業実地調査の手順

実際の災害査定は、提出された災害等報告書をもとに、以下のような手順で実施され、「ポイント」と記載している事項を中心に内容の確認を行う。

手順1：査定官あいさつ

手順2：被害概要の説明を求める

手順3：災害発生的事实を公的データで示してもらう

(ポイント)

- ・観測地点と被災箇所の確認（観測地点は被災地域直近の観測地点か。気象庁の観測所がない場合は市町村等が設置したものがないか確認する。）。
- ・雨量、水位、風速等、災害要件を満たしているか。
- ・被災＝補助対象ではないため、異常な天然現象による被災かどうか十分に検討する。

手順4：写真、地図の確認

(ポイント)

- ・どこの地点で、いつ撮影されたものかを地図上で確認（地図に番号で落とすとともに撮影方向を示す）。
- ・気象データの観測地点と被災箇所を地図上で確認。
- ・浸水や竜巻等による被害の場合は、被災区域を地図上に落とし込み、被災箇所を特定する。
- ・仮置場の位置や仮置場内の写真を確認（どのように収集されているか）。
- ・写真のない地域は、り災証明等により被災状況を確認。
- ・全半壊家屋の位置を把握（上述の地図に全半壊の家屋位置が落とし込まれていることが望ましい）。
- ・数量が数えられるもの（廃家電等）は、写真で数量が特定できることが望ましい。
- ・処理先が同一市町村内の場合は、処理先も地図上で確認する。

手順5：ごみ処理の流れを確認

(ポイント)

- ・ごみ処理の流れを確認する（発生場所～仮置場～最終処分までをフロー図等で確認する。）。
- ・仮置場設置の理由を確認。
- ・仮置したごみの分別、収集区域を確認。

- ・仮置したごみの種類、種類別の発生量、処分先、処分方法を確認。
- ・最終処理の方法を確認（委託先でどのような処理を行ったかなど）。
- ・災害廃棄物以外の廃棄物が混入していないか。災害廃棄物の受入れ方法や仮置場の管理をどのように行ったのかを確認。

手順6：事業費算出内訳の確認等

(ポイント)

- ・計算が正しいかを確認（申請前に必ず入念に電卓で検算を行うこと）。
- ・事業費算出内訳の項目1件ごとに内容を確認（写真、日付、ごみ処理の流れとの整合性、過大な経費など）。
- ・証拠書類との整合性を確認（契約書、請求書、スケールの伝票、運行記録、作業日報等）
- ・各経費区分について、積算単価の根拠を確認。
- ・委託処理を行った場合には、委託料（単価）の妥当性を確認。
- ・各種単価の確認（県単価、労務単価、業者見積）。
 - 見積による場合には、原則として3者以上から見積額を徴収し、その最低価格をもって単価等とする。ただし、対応可能な業者が3者未満である場合には、この限りではない。
 - 3者以上の見積りを徴収する事が可能であるにも関わらず見積徴収を3者未満とする場合、随意契約であるにも関わらず理由書の提出がなされない場合及び、その理由に正当性がない場合は査定の対象となる。
- ・廃家電台数はリサイクル券で確認。
 - 写真で発生状況や台数を特定できることが望ましい。
- ・生活環境保全上特に必要な事業でないものが含まれていないか確認。
 - 例えば、夏季に排出された夏用タイヤや冬季に排出された冬用タイヤなど、災害発生以前から不要品であったと判断できるもの。
- ・事業により収入（鉄くずの売却、保険等）があった場合には、それらを申請額から差し引いているか確認（発生が見込まれるものの、査定時に金額が特定できない場合には、補助金の精算時に控除することで差し支えない）。

手順7：査定官・立会官による意見交換・講評

- ・全て確認が終わったら、申請市町村及び都道府県の担当者を退室させた上、立会官と二者で意見交換を行い、査定内容について協議する。協議終了後、申請市町村及び都道府県の担当者を再入室させ、査定内容についての講評を行う。なお、都道府県の担当者は必要に応じて意見交換に同席をさせ、査定内容について意見を求めることがある。

- ・また、事業費が大きい場合などはインデックス毎に査定内容を伝えることもある。

手順 8：実地調査報告書の受領

- ・査定官が作成した環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書（様式 1）に査定官・立会官がサインをし、その写しを受領する。査定後の事業費が 1 億円を超える場合、または、立会官と意見が合わなかった場合、査定結果は「保留」となり、環境本省と財務本省による本省間協議により金額が決定されることとなる。
- ・なお、査定時に必要性を認められずに補助対象外となった事業や申請のなかった事業内容の追加等の変更については、原則として認められないことに留意する必要がある。

～災害査定におけるシナリオ事例～

災害査定では、環境省担当官（査定官）、財務局担当官（立会官）、申請者（市町村担当者）、都道府県担当者が同席し、基本的には、査定官が司会・進行を行うこととなる。限られた時間で申請者より説明を聴取し、査定を行わなければならないため、申請者（市町村担当者）は、簡潔・明瞭・効率的に説明をすることが重要である。

ここでは、災害査定の手順ごとに、シナリオ仕立てで災害査定の再現を試みた。当然のことながら、このシナリオのみで完結するものではなく、手順に記載しているポイントについて申請者から十分な説明を行い、査定官や立会官の疑問点が解消するよう努めることが重要である。

手順1：査定官あいさつ

〇〇地方環境事務所資源循環課の〇〇と申します。

まずは、このたびの災害による甚大な被害に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

今回の被災状況につきまして、事前に申請書類で拝見させて頂きましたが、本日現地調査をさせていただき、より詳しく被災状況等について確認をさせて頂きたいと思っております。

また、本日はお忙しい中、〇〇財務（支）局より〇〇主計実地監査官に立会（りっかい）官としておいでいただいております。有り難うございます。

限られた時間の中で書類の作成等をお願いすることとなりますが、円滑な調査が行えますよう、何卒ご協力よろしくお願い致します。

それでは、今回の被害の状況について、説明をお願い致します。【手順2へ】

手順2：被害概要の説明を求める

ご説明ありがとうございました。

（説明内容に質問があれば適宜質問。立会官にも質問がないかを確認）

それでは、次に、今回の災害について、気象等のデータをもとに、災害要件を満たしているかどうかのご説明をお願いします。【手順3へ】

手順3：災害発生の事実を公的データで示してもらう

（シナリオ例：大雨の場合）

〇気象の観測地点と被災箇所との位置関係はどのようになっていますか？図面で確認をさせて下さい。この観測点は、市の観測点ですか？

←（図面を示しながら）〇月〇日の大雨による気象観測点は、〇〇市内の〇〇にある観測点で観測したデータです。この観測点は、浸水箇所から約〇kmの地点にあります。設置者は県です。

〇気象データは災害要件を満たしていますか？24時間の連続雨量が80mm以上となっているかを気象データで確認をさせて下さい。

←（データを示しながら）降り始めからの総雨量は〇mmでした。24時間の連続雨量

は、○月○日の○時からの24時間で合計○mmとなりました。

○ありがとうございました。それでは、被災状況と被災の範囲を地図や写真等でご説明をお願いします。【手順4へ】

手順4：写真、地図の確認

(シナリオ例：大雨の場合)

○大雨によって浸水したエリアは地図上のどこに当たりますか？浸水の主な原因は何ですか？

←(地図を示しながら)○○地区と△△地区になります。この付近には、○○川が流れていて、今回の大雨によって河川が氾濫したことが要因です。

○この範囲の浸水戸数はどの程度ありますか？全壊・半壊した住家はありますか？

←床上浸水○戸、床下浸水○戸でした。全壊・半壊した住宅はありませんでした。

(地図上で浸水範囲を着色するなど明示されていることが望ましい。被害範囲が明らかでない場合、査定会場で図面に図示するよう指示をすることがある。)

○仮置場の設置場所はどこですか？処理先は地図上にありますか？

←○○地区では、○○公園を仮置場としています。△△地区では、被害戸数が少なかったため、仮置場は設置せず、市による個別収集を行い、災害廃棄物を収集しました。処理先は、市の清掃センターで○○付近にあります。被災箇所から大体○kmの位置にあります。

○ありがとうございました。それでは、ごみ処理の流れについてご説明をお願いします。【手順5へ】

手順5：ごみ処理の流れを確認

○災害廃棄物の発生箇所や発生状況は、地図と写真で確認をさせていただきました。次に、発生場所からの収集・撤去から処分までの流れを説明して下さい。

←△△地区では、被害戸数が少なかったため、清掃センターによる個別収集によって回収を行いました。各住戸の前に災害廃棄物であることを明示して置いてもらい、発災後から約1週間程度で回収を完了しました。回収したがれきは、清掃センターで分別を行い、処理を行いました。

←○○地区では、○○公園のグラウンドを仮置場として、災害廃棄物の収集を行いました。○月○日から受入れを開始し、各家庭から出されるがれき類を自己搬入してもらい、○月○日まで受入れを行っていました。

○仮置場を設置した理由と設置場所の選定理由を教えてください。

←○○地区では、約××棟の住家が床上・床下浸水し、被害の範囲も広く、個別に収集に回るのは困難であったためです。そのため、○○地区で大きな広さを持つ○○公園のグラウンドを選定して仮置場としました。

○仮置場から最終処分までの流れは？

←仮置場にて粗分別を行って、可燃物については清掃センターへ搬入、不燃物については、〇〇の民間施設へ処理を委託しました。

○災害廃棄物の発生量や種類別の処理フローはどのようになっていますか。

←（別紙を提示するなどして）災害廃棄物の種類別に発生量と処理フローをまとめています。先ほど説明した可燃物と不燃物については、・・・・という処理フローとなります。ほかには、〇〇〇が発生しており、これらは、・・・・の処理を行いました。

○仮置場では災害廃棄物の受入れをどのように確認していましたか。災害以外のごみは含まれていませんか。

←仮置場に市の職員を配置して、罹災証明の提示をしてもらい、受入れを行っていました。

手順6：事業費算出内訳の確認等

（説明の順番は、処理フローの流れごとにするなど、適宜順番を工夫して行うと効率的）

○事業費の算出内訳を契約ごとに、契約方法や実績、数量の根拠について説明をして下さい。

←〇〇収集・運搬業務は、市の災害協定に基づいて市の建設協会の構成員から派遣をしてもらいました。発災直後の業務でしたので、建設協会の構成員の〇社と契約を行いました。契約は単価契約で、単価は県の公共工事で設定している単価を超えないように契約をしています。実績については、日報の集計表と各日付の日報があります。

←〇〇処理委託業務は、市内で〇〇の処理ができる許可業者の中から受入れが可能かどうかを聴取し、聴取が可能なところから見積もりを取って安価なところと契約を行いました。処理実績は、受入れ先の計量証明があります。

○廃家電や〇〇の収集・処理の状況が分かる写真はありますか。

←（写真を示しながら）廃家電の収集状況はこちらの写真のとおり（写真から数量が確認できなければ）リサイクル券で処理した数量を確認する）。

※以下、事業費算出内訳の契約ごとに同様のやりとりを続ける。

手順7・8：立会官との意見交換・講評、報告書にサイン

○それでは、以上をもちまして、〇〇市の災害報告書に係る説明は全て聴取いたしました。これより、査定内容について、立会官と協議を行いますので、お手数ですが、一旦ご退席をお願いします。意見交換が終わりましたら、お呼びしますのでしばらくお待ち下さい。

（立会官と査定内容について意見交換、報告書にサイン。その後、担当者を再び入室させる）

- お待たせいたしました。それでは、これより、査定内容の講評を行います。
- 説明内容を聴取した結果、
- ・事業費算出内訳のうち、・・・・事業委託業務について、見積書等が不足しているということで、単価の一部を査定、
 - ・×××委託業務のうち、△△の項目については、災害廃棄物処理事業とは直接的に関係ないということで補助対象外として査定
- ということと致しました。その結果、申請額〇〇〇円に対し、査定額×××円となりましたのでお知らせいたします。
- 計算結果に誤りがないかどうか、念のためご確認をお願いします。
- それでは、以上をもちまして、〇〇市の災害等廃棄物処理事業に係る災害査定を終了させていただきます。ありがとうございました。

(査定結果が保留の場合)

- なお、査定後の額が1億円を超えましたので、査定結果はいったん保留となります。査定結果について、環境本省に速やかに報告しまして、財務本省へ協議を行いますので、協議が整うまでしばらくお待ち下さい。

(参考) 災害等廃棄物処理事業に係る諸経費に関する算定の考え方

災害等廃棄物処理事業のうち、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務における「共通仮設費」「現場管理費」及び「一般管理費等」で構成される「諸経費」の算定については、以下の考え方で整理するものとする。

なお、以下に示す方法により算定されたものは、災害等廃棄物処理事業における補助対象経費の範囲を示すものであり、この算定方法によらない予定価格調書の作成やこの範囲を超えた契約内容があったとしても、その契約行為自体を否定するものではない。

<基本の算出式>

$$\text{○諸経費} = \text{直接工事費} (+ \text{共通仮設費の積み上げ分※}) \times 15\%$$

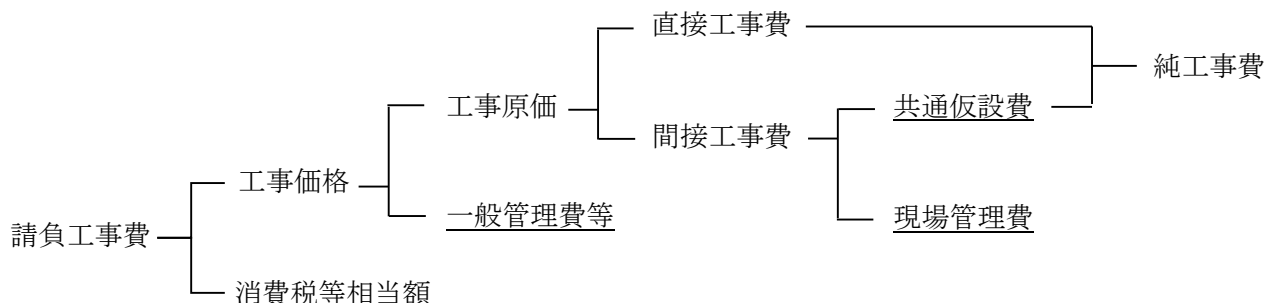
※ただし、必要だと判断されたものに限る。

災害等廃棄物処理事業	
諸経費	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務については原則として15%の範囲内
共通仮設費	運搬費等の各費用の積み上げによる場合は直接工事費に含む。ただし、率計上する場合については、諸経費の15%に含まれる。
現場管理費	定められた事業についてのみ補助対象。ただし、諸経費の15%に含まれる。
一般管理費等	定められた事業についてのみ補助対象。ただし、諸経費の15%に含まれる。

○仮置き場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、土木工事積算基準に基づいて積算を行う際は、同基準に定まる間接工事費及び一般管理費等（具体的な率は、対象額により異なることに留意）

(参考)

国土交通省土木工事積算基準に定める請負工事費の構成は、次のとおり。



環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

令和 年 月 日
 環境省 地方環境事務所
 財務省 財務局

都道府県名：

設置者名	施設名	施設の所在地	問題点
施設区分	工事概要		
申請			主務省意見
調査結果			財務局意見
※			※

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。
 2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。
 3. 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。
 4. ※欄は空欄にすること。

(6) 廃棄物処理施設災害復旧事業補助金の補助対象の範囲

1. 廃棄物処理施設災害復旧事業

災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設に係る災害復旧事業である。

2 災害の範囲

災害は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたものとし、事実確認及び事業の採択の範囲については、「公共土木施設災害復旧事業査定方針」の第2「災害原因の調査」及び第3「採択の範囲等」の第1項に準じて取り扱うこととする（※）。

※災害等廃棄物処理事業7（3）の「（別表）災害発生の実事確認」を参照

3 補助対象となる事業

地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ。）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PFI選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社が設置したもので次に掲げる施設の災害復旧事業とする。

一般廃棄物処理施設

浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業及公共浄化槽等整備推進事業に限る。）

産業廃棄物処理施設

広域廃棄物埋立処分場（市町村の委託を受けて建設した施設）

PCB廃棄物処理施設

<補助対象の考え方>

- 「廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱」、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」及び「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」で特に適用除外とされているものを除き、その被災施設の従前の効用を復旧させるために必要最低限の部分については、過去に補助金・交付金を受けていたかどうかに関係なく補助の対象となる。
- また、明らかに補助対象外と判断できるものを除き、判断が微妙な部分については、過去に補助金・交付金を受けていたか否かを「判断の一助」とする。

4 補助対象から除外される事業

(1) 事務所、倉庫、公舎等の施設

(2) 1施設の復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの

施設名	金額
一般廃棄物処理施設 し尿処理施設 コミュニティ・プラント 汚泥再生処理センター 汚泥再生処理センター 生活排水処理施設 ごみ処理施設 廃棄物循環型処理施設 廃棄物運搬用パイプライン施設	それぞれの施設ごとに、市、廃棄物処理センター及びPFI選定事業者にあつては1,500千円、町村にあつては800千円 ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつては1,500千円、3万人未満の組合にあつては800千円

埋立処分地施設 マテリアルリサイクル推進施設 エネルギー回収推進施設 有機性廃棄物リサイクル推進施設 最終処分場	
浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業 及び公共浄化槽等整備推進事業）	市町村 400 千円
産業廃棄物処理施設	都道府県、市、廃棄物処理センター及び P F I 選定事業者にあつては1,500千円、町村にあつては 800千円 ただし、一部事務組合又は広域連合については 、組合構成市町村の人口が3万人以上の組合にあつ ては1,500千円、3万人未満の組合にあつては800千 円
広域廃棄物埋立処分場	市町村及び広域臨海環境整備センター1,500千円
P C B 廃棄物処理施設	中間貯蔵・環境安全事業株式会社1,500千円

- (3) 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
- (4) 維持工事とみられるもの
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (7) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (8) 他の災害復旧事業との調整

河川、道路等公共土木施設に隣接する廃棄物処理施設の災害復旧事業を行う場合は、公共土木施設災害復旧事業と混同しないこと。

- (9) その他

災害復旧事業の適正な実施のため、災害による被害であるものか、維持管理上の補修改修等の時期にきていたものかの判断がつくよう財産管理台帳等を常備し記録しておくこと。

5 適用除外（実地調査要領第3及び第5）

- (1) 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、土地は調査対象外とする。
- (2) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、工作物は調査対象外とする。
- (3) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (4) 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (5) 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。
 - イ. 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
 - ロ. 当該年度に整備計画のあるもの。
 - ハ. 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。
- (6) 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
- (7) 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。

6 諸経費率等

諸経費率は、実地調査要領第6の別表2により下記のとおり定められている。廃棄物処理施設災害復旧事業の場合、「設備復旧」は諸経費率が0%となっていることに留意すること。

なお、それぞれの区分の定義については、実地調査要領には定めがないことから、「官庁建物等災害復旧費実地調査要領」（昭和47年6月6日付け蔵計第1905号）を参考とすること。

【参考】別表2 諸経費率

区分	率
建 物 新 (改) 築 復 旧	0%
建 物 補 修 復 旧	15%
土 地 復 旧	15%
工 作 物 復 旧	15%
設 備 復 旧	0%
災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業	0%

(注) 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

【参考】実地調査要領第6の別表2で定められている諸経費の区分について

実地調査要領第6の別表2で掲げられている区分の定義については以下のとおり。環境省の廃棄物処理施設災害復旧事業では、実地調査要領において定義がなされていないことから、同第8の規定により、「官庁建物等災害復旧費実地調査要領」（昭和46年6月6日付け蔵計第1905号）の規定に準じて判断することとなる。

○ 「官庁建物等災害復旧費実地調査要領」第3

1. 建物

庁舎、宿舍及びその附属建物等

2. 工作物

囲障、門、給排水施設、電信、電話及び電気施設等であって、3. 土地又は4. 設備に該当しないと認められるもの

3. 土地

建物敷地、実習地、構内道路、屋外運動場等の土地及び崖地の土留擁壁、石垣、道路側溝、法面芝、造園工作物（樹木を除く。）等の土地造成施設

4. 設備

業務遂行上欠くべからざる施設で、且つ緊急に復旧する必要がある別表第1に表示する器械器具等

【参考】2. 工作物（4. 設備に該当しないと認められるもの）について

○ 工作物とは、

- ・ 国有財産法施行細則別表第一を参考とする（一部を復旧する場合も工作物）。
- ・ 主に土地の定着物（工場内に据え付けられた機械で大規模な基礎工事によって土地に固着されたものを含む）。

○ 4. 設備に該当しないと認められるものとは、

- ・ 様々な機械設備類や電子機器類を組み合わせ、初めてその機能を発揮できるもの。
- ・ 工作物に常時定着しているもの。

- なお、廃棄物処理施設が被災した際に、施設としての機能を復元するために行う復旧においては、全てを工作物に分類するという考え方もあるが、一方で、工作物の定義として、国有財産法施行規則別表第一の「照明装置」の規定に、電灯、ガス灯、孤光灯等に関する設備（常時取りはずす部分を含まない。）とあるため、工作物に定着しておらず単体で用をなすものは設備に分類する。

【参考】 4. 設備（別表第1に表示する機械器具等）について

（別表第一）

設 備

区 分	品 目
電 気 機 器	発電用蒸気汽罐、発電用蒸気タービン、発電用水車、発電用ディーゼル機械、変圧器、リアクトル、誘導変圧調整器、整流器、避雷器、配電盤、蓄電器、開閉器、遮断器、制御装置、発電機（船用を除く。）、電動機（船用を除く。）、回転変流機、変換機、電磁石、電気炉、電気溶接機、電纜電解装置、電気ボイラー、電動工具その他の電気機器
通 信 機 器	電信機械、電話機器、交換機器、搬送中継機器、無線機器、放送用機器、音響機器その他の通信機器
工 作 機 器	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、研磨盤、歯切盤、平削盤、形削盤、堅削盤、鋸盤、ブローチ盤、切削工具その他の工作機器
木 工 機 器	製材機械、木工機械、ベニヤ機械その他の木工機器
土 木 機 器	掘さく機械、基礎工事機械、土木用運搬機械、土木用起重機及び巻上機、ボーリング機械、整地機械、砕石機械、選別機械、コンクリート機械、舗装機械、土木用空気圧縮機及びポンプその他の土木用機器
試 験 及 び 測 定 機 器	金属材料試験機、非金属材料試験機、耐振動試験機、動鉤合試験機、動力試験機、工業用長さ計、精密測定機、光学検査機、測量機器、電気計器、電気測定器その他の試験機器及び測定機器
荷 役 運 搬 機 器	起重機（土木用を除く。）、巻上機（土木用を除く。）、コンベアー（土木用を除く。）、エレベーター（土木用を除く。）、索道（土木用を除く。）、ジャッキ（土木用を除く。）、フォークリフトトラック及びショベルトラック（土木用を除く。）、遷車台、転車台その他の荷役運搬機器
産 業 機 器	蒸気罐及び同部分品（船用及び発電用を除く。）、タービン（発電用を除く。）、蒸気機関及び内燃機関（船用及び発電用を除く。）、軸受、伝導装置（船用を除く。）、汎用ポンプ（船用及び土木用を除く。）、圧縮機及び送風機（船用及び土木用を除く。）、鍛圧機、槌、ロール、溶接機械（電気溶接機を除く。）、製鉄機械、熔鋳処理機、化学機械、破砕機及び磨砕機並びに選別機（土木用を除く。）、冷凍及び空気調節装置（船用を除く。）、印刷機械、製版用機械、製本機械、ミシン（家庭用を除く。）、製靴機械、紡績紡織機械、化学プラント、農業用機器、工業窯炉、燃焼装置並びに特殊計重機その他の産業機器
船 舶 用 機 器	船舶罐及び同部分品、船用蒸気機関、船用内燃機関、推進用主電動機、推進用発電機、船用ポンプ、船用冷凍機、船用揚貨機、船舶罐用強圧通風装置、復水装置、船用伝導装置、揚錨機その他の船舶用機器
車 両 及 び 軌 条	軽便機関車、自動車（土木用運搬機器に属するもの、荷役運搬機器に属するフォークリフトトラック、ショベルトラック等及び農業用トラクターを除く。）、貨車その他の車両及び軌条（土木機器に属するものを除く。）
医 療 機 器	医科器械及び装置、医科器具その他の医療用装置及び器具
特 殊 用 途 機 器	銃器及び銃器弾丸用機械、鑑試用機器その他の特殊用途の機器
雑 機 器	他の品目に属さない機械及び器具

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業に係る諸経費に関する算定の考え方

廃棄物処理施設災害復旧事業における「共通仮設費」「現場管理費」及び「一般管理費等」で構成される「諸経費」の算定については、以下の考え方で整理するものとする。

なお、以下に示す方法により算定されたものは、廃棄物処理施設災害復旧事業における補助対象経費の範囲を示すものであり、この算定方法によらない予定価格調書の作成やこの範囲を超えた契約内容があったとしても、その契約行為自体を否定するものではない。

<基本の算出式>

$$\text{諸経費} = \text{純工事費 (直接工事費 + 共通仮設費)} \times 15\%$$

※区分によっては、0%又は15%

	廃棄物処理施設災害復旧事業
共通仮設費	運搬費等の各費用の積算及び率計上分による。
現場管理費	別表2の区分により計上。ただし、諸経費の15%に含まれる。
一般管理費等	別表2の区分により計上。ただし、諸経費の15%に含まれる。
摘要	共通仮設費の算定の詳細については、国土交通省等の積算基準や「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」等を参照すること。

(備考)

共通仮設費等について率計上の範囲内であれば事業（推計）報告、交付申請及び実績報告のいずれの書類作成においても、率計上の範囲内であることをその数式により示すことのみでよい。

(7) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。

区 分	対象	根拠等
1 . 建物の原形復旧	○	事業実施に直接必要な部分のみ
2 . 破損した部品交換に伴うオーバーホール	△	原形復旧が不経済(部品が生産中止など)な場合は○
3 . 部品交換の際のグレードアップ	×	現行品と同等のものであること
4 . 場内法面の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
5 . 場内街灯の補修	×	
6 . 防災を目的とした場内周囲の植樹	×	
7 . 防災を目的とした屋外設置・機器類の高台等への移設	△	原形復旧が不適当な場合は○
8 . 保管していた薬品が損壊した場合	×	消耗品に該当
9 . 机や椅子などの損壊対応	×	備品費に該当
1 0 . 水没し錆が浮き上がった機器や扉などの塗装補修	×	稼働状況に影響なし
1 1 . 水没等で芯内に水が入り込んだ電源ケーブルなど	○	事業実施に直接必要な部分のみ
1 2 . 屋上防水補修(防水シート、モルタル加工など)	△	維持管理を怠ったことが要因ならば×
1 3 . 足場の設置及び撤去	○	直接工事に必要なものは○
1 4 . 取り壊しを含む原形復旧	○	それを行わなければ原形復旧が望めなければ○
1 5 . 復旧事業技師らの旅費・宿泊費	○	事前調査は×、旅費は実費等の常識の範囲内、宿泊費は地域の実用に応じた価格
1 6 . 復旧工事により発生した廃材(コンガラ、断熱材等)の処分	○	「便乗処分」は×
1 7 . 側溝補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
1 8 . 敷地内道路(誘導路等)の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
1 9 . 玄関扉の補修	×	事業実施に直接必要な部位でない
2 0 . 場内案内板の補修	×	事業実施に直接必要な部位でない
2 1 . 中央制御室の天井崩落、壁面損壊	○	事業実施に直接必要な部分のみ
2 2 . 事務室・休養室の天井崩落、壁面損壊	×	事業実施に直接必要な部位でない
2 3 . 被災した機器制御盤(サブ)の交換に伴う、非被災の中央制御室制御盤(メイン)の交換	△	制御ロジックとしてリンクしている場合はやむなし(要確認)
2 4 . トラックスケール監視小屋の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
2 5 . エレベータの補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
2 6 . 復旧事業により発生したスクラップ(鉄くず等)売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
2 7 . 損壊したダクトや配管類の材質変更	△	原形復旧が不経済(部品が生産中止など)な場合は○
2 8 . 損壊したダクトや配管類の引き直し変更	○	必要にしてやむを得ない場合
2 9 . 次なる災害を想定した各部の補強	△	原形復旧が不適当な場合は○
3 0 . 申請のために必要な調査・測量・試験	×	申請者負担により実施すべきもの
3 1 . 消費税	○	2019年10月からは10%
3 2 . 諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)	△	建物補修復旧、土地復旧及び工作物復旧については原則として15%の範囲内
3 3 . 工事雑費	×	「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」により対象外

(8) 廃棄物処理施設災害復旧事業実地調査の手順

※シナリオは災害等廃棄物処理事業を参照のこと。

手順1：査定官あいさつ

手順2：被害概要の説明を求める

手順3：災害発生の事実を公的データで示してもらう

(ポイント)

- ・観測地点と被災箇所の確認（観測地点は被災箇所直近の観測地点）。
- ・雨量、水位、風速等、災害要件を満たしているか。
- ・被災＝補助対象ではないため、異常な天然現象による被災かどうか十分に検討する。

手順4：写真、地図の確認

(ポイント)

- ・どこの地点で、いつ撮影されたものかを地図上で確認。
- ・気象データの観測地点と被災箇所を地図上で確認。
- ・浸水や竜巻等による被害の場合は、被災区域を地図上に落とし込み、被災箇所を特定する。
- ・落雷による被害の場合は、落雷の観測地点、目撃情報、気象台の位置等を明らかにする。
- ・被災の状況が確認できる写真を確認（事前着工を行ったものは被災の事実を慎重に確認する）。
- ・必要に応じて財産管理台帳等の提示を受け、過去の維持管理の状況や補修・改修時期等を確認すること。
- ・「未満災」（施設等の竣工後1年に満たない災害）については、被災の原因が設計や施工に起因していないか事前に十分な検討が必要。設計の不備又は工事施工の粗漏によることが明らかな場合には災害復旧事業の対象とならない。

手順5：事業の流れを確認

(ポイント)

- ・被災箇所ごとの復旧方法を確認する（原形復旧となっているか。原形復旧となっていないものはその理由）。
- ・終了した事業、進行中の事業、計画予定の事業を確認。
- ・計画予定の事業については、工程を確認。

手順6：災害復旧見込額内訳の確認等

(ポイント)

- ・計算が正しいかを確認（必ず電卓で検算を行う）。
- ・積算書の内容を確認（写真、復旧内容、日付との整合性、過大な経費など）。
- ・証拠書類との整合性を確認（契約書、請求書、作業日報等）。
- ・各経費区分について、設計書や見積書との齟齬が生じていないか確認。
- ・事業を委託した場合には委託料（単価）の妥当性を、また、発注に関しては各種単価（業者見積）をそれぞれ確認。
 - 施設災害復旧事業の場合、当該施設の建設にあたった業者や機器を導入した業者ないしは、その関連業者との間で随意契約を締結することが多い。その契約方法自体は否定するものではないが、復旧事業の内容によっては、必ずしも随意契約しなければならない理由がない場合もあることから随意契約の妥当性については随意契約理由書等により、よく確認する必要がある。
 - 見積による場合には、原則として3者以上から見積額を徴収すること。
 - 3者以上の見積りを徴収する事が可能であるにも関わらず見積徴収を3者未満とする場合、随意契約であるにも関わらず理由書の提出がなされない場合及び、その理由に正当性がない場合は査定の対象となる。
- ・災害に起因しない、いわゆる「ついででの復旧事業」や「便乗による部品交換」、「機器や部品のグレードアップ」は対象外。
- ・施設建設時に補助対象となっていない費目（備品費や消耗品費、維持管理費）が計上されていないか確認。

手順7：現地調査の実施（机上調査の場合は実施しない）

(ポイント)

- ・災害復旧見込額内訳や設計書に記載の復旧事業の状況について、現地で確認
 - 被害箇所、範囲、状況を確認。
 - 事業の範囲が復旧に収まっているか確認。
 - 復旧の内容、交換された部品等が災害復旧見込額内訳に記載されているものと一致するか確認。
- ※現地調査と書面審査の順番は適宜入れ替える場合がある。

手順8：査定官・立会官による意見交換・講評

- ・全ての確認が終わったら、査定官は、申請市町村及び都道府県の担当者を退室させた上、立会官と二者で意見交換を行い、査定内容について協議する。協議終了後、申請市町村及び都道府県の担当者を再入室させ、査定内容についての講評を行う。なお、都道府県の担当者は必要に応じて意見交換に同席をさせ、査定内容について意見を求めることがある。

手順9：実地調査報告書の受領

- ・ 査定官が作成した環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書（様式1）に査定官・立会官が双方のサインをするので、その写しを受領する。査定後の事業費が1億円を超える場合、または、査定官と立会官の意見が合わなかった場合は、査定結果は「保留」となり、環境本省と財務本省による本省間協議により金額が決定されることとなる。

環境省所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

令和 年 月 日
 環境省 地方環境事務所
 財務省 財務局

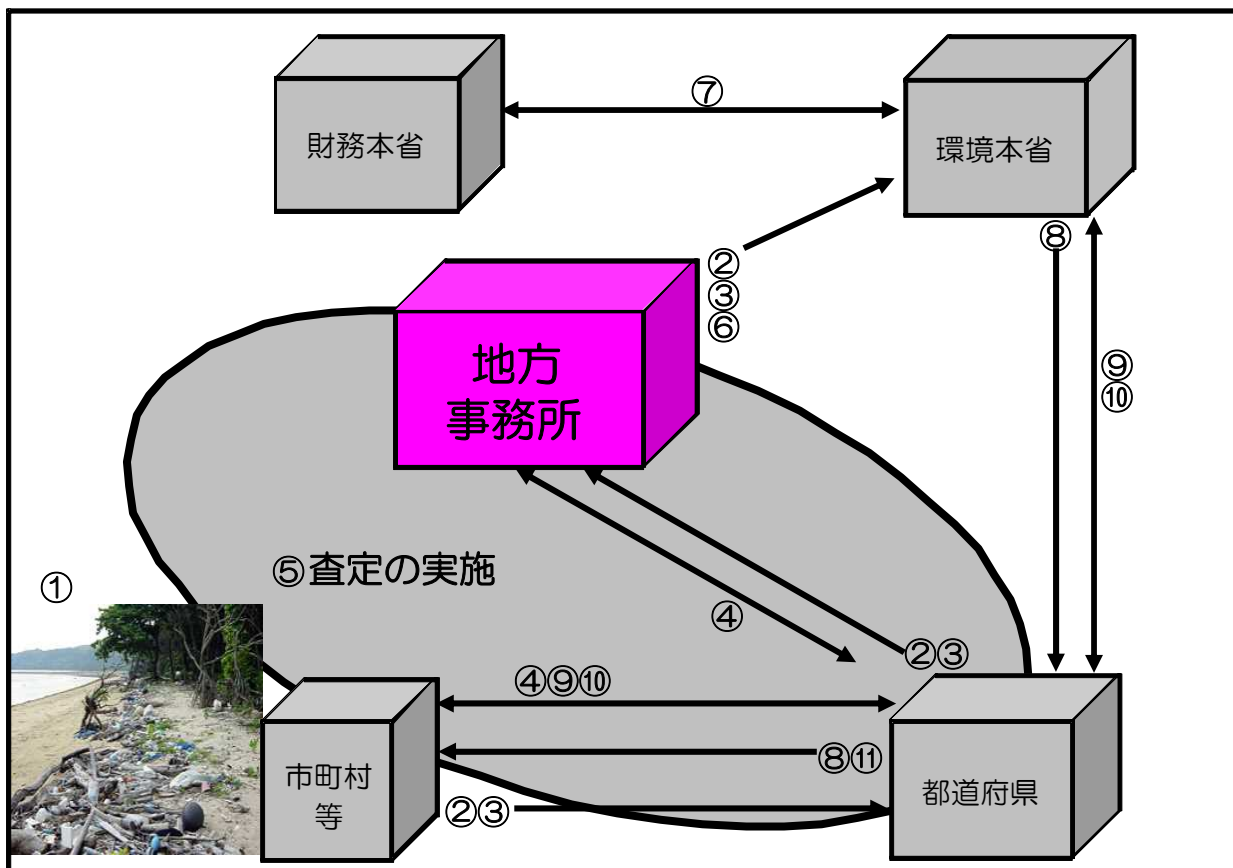
都道府県名：

設置者名	施設名	施設の所在地	問題点
施設区分	工事概要		
	金額(千円)		
申請			主務省意見
調査結果			財務局意見
※			※

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。
 2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。
 3. 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。
 4. ※欄は空欄にすること。

8. 災害に起因しない漂着ごみ処理事業

(1) 災害に起因しない漂着ごみ処理事業フロー



NO	事 項	主 体
①	漂着の発生・漂着ごみ処理対応	市町村等
②	漂着状況の把握・報告	市町村等→都道府県→ <u>地方事務所</u> →環境本省
③	漂着ごみ処理事業報告の提出・受理	市町村等→都道府県→ <u>地方事務所</u> →環境本省
④	査定日程調整	都道府県(市町村等) ↔ <u>地方事務所</u>
⑤	査定の実施	環境本省・ <u>地方事務所</u> ・市町村等・都道府県
⑥	環境本省ヒアリングの実施	<u>地方事務所</u> →環境本省
⑦	財務本省との協議・額の決定	環境本省 ↔ 財務本省
⑧	補助限度額の通知	環境本省→都道府県→市町村等
⑨	交付申請及び交付決定	環境本省 ↔ 都道府県 ↔ 市町村等
⑩	実績報告及び交付確定	環境本省 ↔ 都道府県 ↔ 市町村等
⑪	補助金の支払	都道府県→市町村等

※災害に起因しない漂着ごみの処理事業の査定には、財務局立会官の立会はなく、財務本省と環境本省との協議により最終的な額を決定する。

※原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。(必要に応じ、都道府県担当者同席のもと、申請市町村へのヒアリングを実施することがある。)

(2) 災害に起因しない漂着ごみ処理事業の災害査定等について

③ 災害等廃棄物処理事業報告書の提出・受理

市町村は、都道府県を通じ地方事務所に災害等報告書を正副2部提出する（提出締切については特段の定めをしないことから、本事業メニューによる補助金の活用を検討している市町村があれば随時報告いただきたい）。

なお、提出後に差し替え等が発生しないよう、公文で提出する前に予め都道府県を通じ地方事務所と調整し、内容について確認するなど、できるだけ事務の効率化を図ることが重要である。

④ 査定の日程調整

地方事務所は、市町村において災害に起因しない漂着ごみ処理事業が終了した場合、あるいは終了の目途がついた場合には、都道府県に対して査定の日程調整（地方事務所、都道府県、市町村）を依頼する。

なお、災害に起因しない漂着ごみ処理事業については、財務局の立会が不要である。

⑤ 査定の実施

「災害等廃棄物処理事業報告」（副本）を査定資料とし、経費の必要性や員数（件数）・単価の根拠等を確認し、「（3）災害等廃棄物処理事業費補助金（漂着ごみ処理事業）査定方針〈財務省環境係協議済〉」をもとに査定を行う。

なお、災害に起因しない漂着ごみ処理事業については、原則として地方事務所庁舎において写真等を参照し、机上により査定を行う。

また、必要に応じ、申請市町村へのヒアリングを実施することがある（都道府県担当者も同席）。

⑥ 実地調査報告書の提出

査定後は災害等廃棄物処理事業に準じて様式3「実地調査報告書」及び「朱書き」を作成するが、災害に起因しない漂着ごみ処理事業については、環境本省と財務本省との協議により額を決定している。

⑦ 財務本省協議及び限度額通知の決定・送付

環境本省は、実地調査報告書等を基に、財務省主計局環境係との本省協議により額を決定し、申請市町村あて（都道府県経由）に限度額通知を発出する。

なお、地方事務所に対しても限度額通知の写しを送付する。

⑨ 補助金の交付申請

市町村は、限度額通知を受領後、補助金の交付申請書（兼実績報告書）を環境本省あて（都道府県経由）に提出する。環境本省にて、申請書受領後、補助金の交付決定手続きを行い、交付決定通知書（兼額の確定通知書）を市町村あて（都道府県経由）に送付する。

⑪ 補助金の支払

都道府県は、額の確定通知後、市町村からの請求に基づき、支払を行う。

(3) 災害等廃棄物処理事業費補助金（漂着ごみ処理）補助対象の考え方

1 対象となる事業

災害に起因しないが、海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着（以下「漂着ごみ」という。）被害のために市町村が実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる事業。

2 採択の範囲等

次の各号のすべてを満たすものを採択の範囲とする。

- (1) 海岸保全区域外に漂着したもの。ただし、国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用区域を除く。
- (2) 1市町村における処理量が150m³以上のもの。ただし、著しく管理を怠って異常に堆積させたものは対象としない。
- (3) 強風や波浪、海外の災害等による漂着であること。（風向、風速、気圧、波高、警報・注意報等及びこれらとの時間的な関係等を調査し、漂着原因であることを示すこと。）
- (4) 漂着被害前の海岸の清潔の保持の状況を写真、海岸清掃記録、ボランティアによる活動記録等の資料によって示すこと。

3 対象経費

(1) 全体的な費用

ア 労務費

イ 借料（車両の借料等の都道府県の土木単価があるものは、その金額を限度額とし、特殊車両の借料等の都道府県の土木単価がないものは、三者以上から見積を徴収し、その最低価格をもって単価等とする。

ウ ア、イに該当しないものは、状況により判断するものとする。

(2) 収集、運搬経費

ア 収集、運搬に必要な道路整備で特に必要があるもの（最小限の範囲）

イ 収集、運搬にかかる交通誘導の経費

(3) 薬剤散布にかかる費用

漂着ごみの清潔保持に直接かかるもの

4 対象外経費

(1) 全体的な費用

ア 消耗品（飛散防止シート等、特に必要と認められるものを除く）

イ 諸経費

ウ 稼働日数の明細と整合性がないもの

エ 土木単価に含まれる経費（車両借上げにおける損料、運転手等）

(2) 収集、運搬経費

車両の高速道路料金

(3) 仮置場の経費

廃棄物の監視等の経費等直接収集、運搬及び処分にかからない経費

(4) 薬剤散布にかかる経費

単なる消臭目的のもの

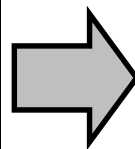
(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金（漂着ごみ処理事業）の実施について

【概要】

災害に起因しなくとも海岸保全区域外の海岸に大量に漂着した廃棄物の漂着被害を廃棄物処理法第22条の「災害その他の事由」の「その他の事由」とし、19年度より災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とすることとした。

【補助採択要件】

(ア) 海岸保全区域外の漂着ごみ被害
(イ) 災害に起因しない漂着ごみ被害にあつては、1市町村(1一部事務組合)における処理量が150 m ³ 以上のもの
(ウ) 著しく管理を怠り、異常に堆積させたものは除く
(エ) 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域は除く



【確認方法等】

・海岸保全区域がわかる図面の添付
・漂着被害前の海岸の清掃の保持の状況を示す写真や海岸清掃記録、ボランティアによる活動記録等の参考資料の添付
・海岸保全区域がわかる図面の添付 ・他省庁の災害関連補助事業が重複適用されていないか査定時に確認

【根拠】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

【その他】

- ・査定は原則として、地方事務所庁舎で机上査定とする。
- ・財務局による立会は無し。
- ・額は、財務省主計局環境係と環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課との本省協議により決定する。
- ・本補助金の補助うら分の8割を限度に総務省より特別交付税の措置がなされる。

宮城県で実施した災害廃棄物処理業務年表

日付	主体			出来事（「ゴシック体」は出来事のうち主要なもの）
	国	県	他	
平成23年				
3月11日	-	-	-	○東日本大震災発生（マグニチュード9.0，最大震度7）（14時46分）
3月11日		○		○地震発生と同時に，知事を本部長とする非常災害対策本部を設置（14時46分）
3月11日	○			・県内全市町村に対し，災害救助法を適用（14時46分）
3月11日	○			・大津波警報発令，宮城県沿岸に津波最大6mと予想（14時49分）
3月11日		○		・県内全域で停電（約142万戸）（14時50分）
3月11日		○		・自衛隊へ災害派遣要請（15時02分）
3月11日	○			・宮城県沿岸部の津波を，最大6mから10mへ修正（15時14分）
3月11日	-	-	-	・最大余震発生（マグニチュード7.6，最大震度6強）（15時15分）
3月11日		○		・政府へ災害廃棄物は一般廃棄物に分類されるものの，一般・産廃の区分なく処理できるよう，廃棄物処理法の弾力的運用を要望
3月11日	○			・環境省が「災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの活用について」を通知
3月12日			○	○東京電力（株）福島第一原子力発電所1号炉で水素爆発が発生（15時36分）
3月12日	○			・宮城県沿岸部の大津波警報を，津波警報に切下げ（20時20分）
3月12日		○		・政府へ災害廃棄物は一般廃棄物に分類されるものの，一般・産廃の区分なく処理できるよう，廃棄物処理法の弾力的運用を要望（3月11日に引き続き要望）
3月13日	○			・環境省災害廃棄物対策特別本部設置
3月13日	○			・宮城県沿岸部の津波警報を，津波注意報に切下げ（7時30分）
3月13日	○			・宮城県沿岸部の津波注意報を解除（17時58分）
3月14日		○		○環境生活部各課の職員で構成する「震災廃棄物処理対策検討チーム」を設置
3月14日		○		○宮城県環境整備事業協同組合に対し，「災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去等に関する協定書」に基づき応援協力を要請
3月15日		○		○山形県に対し，「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づきし尿処理について支援を要請
3月15日			○	・神戸市が仮設トイレ300基を県に提供
3月16日	○			・環境省が「東北地方太平洋沖地震における環境省の基本的対応方針について」を通知
3月16日			○	・兵庫県職員3名が来県
3月17日		○		・「東北地方太平洋沖地震災害廃棄物処理に関する要望書」を，菅総理大臣（当時）及び松本環境大臣（当時）に提出
3月18日	○			・環境省が「電気自動車・ハイブリッド自動車等の取扱いについて」を通知
3月19日	○			・環境省が「廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について」を通知
3月20日	○			○環境省が現地災害対策本部設置
3月21日		○		・政府へ廃棄物処理法の弾力的運用と補助率引き上げを要望
3月21日		○		・国が「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」を開催
3月21日		○		・関係部局が参加し，「津波被害等廃棄物処理連絡調整会議」を開催
3月23日	○			・環境省が「被災した家電リサイクル法対象品目の処理について」を通知
3月25日	○			・環境省が「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」を策定
3月28日	-	-	-	・県内の死者が6,455人となり，阪神大震災の死者6,434人を超える
3月28日		○		○「災害廃棄物処理の基本方針」を策定
3月28日	○			・環境省が「東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について」を通知
3月30日	○			・環境省が「被災したパソコンの処理について」を通知
3月30日	○			・環境省が「津波被災地域における災害廃棄物中の感染性廃棄物の取扱いについて」を通知
3月30日			○	・国立環境研究所が「塩分を含んだ廃棄物の処理方法について（第三報）」を公表
3月31日	○			・環境省が「一般廃棄物を産業廃棄物処理施設において処理する際の届出期間に関する例外規定」を創設

初動期

応急対応期（前半）

日付	主体			出来事（「ゴシック体」は出来事のうち主要なもの）
	国	県	他	
応急対応期（前半）	4月1日		○	○「震災廃棄物検討チーム」を「震災廃棄物処理チーム」（50名）として改組し、推進体制を強化
	4月1日		○	○地方自治法に基づき石巻市の災害廃棄物処理を県が受託
	4月3日		○	・政府へ補助制度の一元化と全額国庫一括交付金化など、補助制度の柔軟な運用を要望
	4月4日	○		・環境省が「災害廃棄物処理事務の委託に関する規約例について」を通知
	4月4日	○		・環境省が「災害に乗じた違法な廃棄物処理の防止について」を通知
	4月4日		○	・政府へ災害等廃棄物処理事業費補助金について補助率の引上げ等について要望
応急対応期（後半）	4月6日		○	・国立環境研究所が「津波堆積物への対応について（第二報）」を公表
	4月7日			・余震発生（マグニチュード7.1，最大震度6強）
	4月7日	○		○環境省が「緊急的な海洋投入処分に関する告示」を公布
	4月7日		○	○地方自治法に基づき気仙沼市及び女川町の災害廃棄物処理を県が受託
	4月8日	○		・環境省が「災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A」を公表
	4月8日		○	・政府へ補助制度の一元化と全額国庫一括交付金化など、補助制度の柔軟な運用を再度要望
	4月12日	○		・環境省が「災害廃棄物の処理技術に関する実務的支援について」を通知
	4月13日	○		○環境省現地支援職員（1名）が県廃棄物対策課に駐在開始
	4月13日	○		・環境省が「災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A（その2）」を公表
	4月13日		○	・第1回宮城県災害廃棄物処理対策協議会を開催
	4月13日		○	・仙台空港で国内臨時便が震災後初就航
	4月14日		○	○地方自治法に基づき塩竈市の災害廃棄物処理を県が受託
	4月15日		○	○地方自治法に基づき名取市，岩沼市，亶理町及び山元町の災害廃棄物処理を県が受託
	4月15日	○		・環境省が「災害廃棄物処理優良取組事例集（グッドプラクティス集）」を公表
	4月16日		○	・政府へ国庫支出金の交付対象範囲の拡大等について要望
	4月21日	○		・環境省が「東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）」を策定
	4月22日	○		・環境省が「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助対象の拡充（諸経費，事務費）について」を通知
	4月22日	○		・環境省が「東日本大震災に係る被災自動車の取扱いに関するQ&A」を公表
	4月22日		○	・第1回宮城県震災復興本部会議を開催
	4月25日	○		・環境省現地災害対策本部担当者が県庁内に駐在開始
	4月25日	○		・環境省が「災害廃棄物の処理に係る留意事項について」を通知
	4月27日	○		・環境省が「東日本大震災による番号不明被災自動車の引き渡し時における取扱いについて」を通知
	4月27日		○	・政府へ県内全市町村を特定被災地方公共団体に指定するよう要望
	4月29日		○	・東北新幹線が全線復旧
	4月29日		○	・仙台市営地下鉄が全線復旧
	4月30日	○		・環境省が「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理の促進について」を通知
	5月2日	○		○環境省が「東日本大震災における災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」を通知
	5月2日	○		○環境省が「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」の一部を改正（補助率の引上げ等）
	5月2日		○	・第1回宮城県震災復興会議を開催
	5月2日	○		・国が七ヶ宿町，丸森町，色麻町及び加美町以外の県内31市町村を特定被災地方公共団体に指定
5月6日	○		・環境省が「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の適正な執行について」を通知	
5月9日	○		・環境省が「コンクリートくず等の災害廃棄物を安定型最終処分場において埋立処分する場合の手続の簡素化のための措置」を公布・施行	
5月9日		○	・宮城県災害廃棄物処理対策協議会市町村等部会を開催	
5月10日	○		・環境省が「仮置場における火災発生の防止について」を通知	

日付	主体			出来事（「ゴシック体」は出来事のうち主要なもの）
	国	県	他	
5月11日		○		○地方自治法に基づき南三陸町の災害廃棄物処理を県が受託
5月13日		○		○地方自治法に基づき七ヶ浜町の災害廃棄物処理を県が受託
5月16日	○			○環境省が「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を策定
5月16日		○		○地方自治法に基づき東松島市の災害廃棄物処理を県が受託
5月18日	○			・環境省が「東日本大震災からの復興に向けた環境省の基本的対応方針」を策定
5月19日	○			・環境省が「仮置場における留意事項について」を通知
5月20日	○			○環境省が「東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について」を通知（財政措置拡充）
5月20日	○			○環境省が「東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱」を新設
5月20日	○			・環境省が「災害廃棄物処理の迅速化について」を通知
5月20日		○		・政府へ国の直轄処理と財政措置の拡充などを要望（6/24, 8/4, 9/9, 10/5にも継続して要望）
5月23日		○		○地方自治法に基づき松島町の災害廃棄物処理を県が受託
5月25日		○		○被災自動車処理指針を策定
5月27日	○			・環境省が「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」を改正
5月27日	○			・環境省が「東日本大震災に係る人的支援について」を通知
5月30日		○		○「災害廃棄物処理指針」を策定
5月31日	○			・環境省が「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について」を通知
5月31日	○			・環境省が「災害等廃棄物処理事業の報告について」を通知
6月3日		○		・第2回宮城県震災復興会議を開催
6月3日	○			・環境省が「災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A（その3）」を公表
6月3日	○			・環境省が「東日本大震災に係る人的支援について」を通知
6月6日	○			○環境省宮城県内支援チーム（9名）が県庁に駐在
6月6日		○		○知事が記者会見で国の直轄処理化断念を表明
6月6日	○			○環境省が「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における経費の算定基準及び概算払いについて」を通知
6月9日	○			・環境省が「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の概算払請求等に係る市町村説明会」を開催
6月13日	○			・環境省が「東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理に当たっての留意事項について」を通知
6月15日	○			○災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の概算払いを希望する場合の災害等廃棄物処理事業（推計）報告書の提出期限（以降に提出の場合は随時対応）
6月17日	○			・環境省が「災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について」を通知
6月17日	○			・環境省が「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費補助金の概算払等について」を通知
6月20日		○		○地方自治法に基づき多賀城市の災害廃棄物処理を県が受託
6月21日	○			○環境省が「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」を一部改正
6月23日	○			・環境省が「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」を策定
6月24日	○			・復興庁が「東日本大震災復興基本法」を公布・施行
6月27日	○			・厚生労働省が「被災者居住地域における害虫等対策について」を通知
6月28日	○			・環境省が「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」を通知（主灰、飛灰の放射能測定）
6月28日			○	・国立環境研究所が「災害廃棄物の発生原単位について（第一報）」を公表
6月30日	○			・環境省が「東日本大震災による津波により打ち上げられた船舶の解体等作業における大気汚染防止法の取扱いについて」を通知
7月4日		○		・「衛生害虫等に関する電話相談窓口」を設置
7月6日	○			・環境省が「被害船舶処理ガイドライン（補遺）」を策定
7月6日		○		・第3回宮城県震災復興本部会議を開催

応急対応期（後半）

日付	主体			出来事（「ゴシック体」は出来事のうち主要なもの）
	国	県	他	
7月8日	○			○環境省が「被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合における処理の再委託の特例措置」を公布・施行（処理の再委託が可能となる）
7月13日	○			・環境省が「東日本大震災で発生した災害廃棄物の再生利用の推進について」を通知
7月13日		○		・第3回宮城県震災復興会議を開催
7月13日	○			・環境省が「東日本大震災津波堆積物処理指針」を策定
7月19日		○		○災害廃棄物処理業務（石巻ブロック）プロポーザル第1回審査委員会開催
7月25日	○			・環境省が「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における害虫駆除等の取扱いについて」を通知
7月25日		○		・東日本大震災に係る災害等廃棄物を処理する上での廃棄物処理法の取扱いについて（暫定版）を策定
7月25日		○		○災害廃棄物処理業務（石巻ブロック）プロポーザル募集開始
7月28日	○			・環境省が「一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の一時保管について」を通知
7月29日	○			・国の復興対策本部が「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定
8月4日		○		・宮城県災害廃棄物処理対策協議会 第2回市町村等部会を開催
8月4日		○		○「宮城県災害廃棄物処理実行計画（第一次案）」を策定
8月9日		○		・第4回宮城県震災復興本部会議を開催
8月11日	○			○環境省が「災害廃棄物の広域処理の推進について（東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン）」を策定
8月11日			○	○山形県が「災害廃棄物等の県内への受け入れに関する基本的な考え方」を策定
8月17日		○		・第5回宮城県震災復興本部会議を開催
8月17日	○			・国が特定被災地方公共団体に七ヶ宿町と丸森町を追加指定（県内33市町村に）
8月18日	○			・「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」が公布・施行
8月19日	○			・環境省が「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」の一部を改正（自治体公物の対象化など）
8月21日		○		○災害廃棄物処理業務（石巻ブロック）プロポーザル第2回審査委員会開催
8月21日		○		○災害廃棄物処理業務（亘理名取ブロック）プロポーザル第1回審査委員会開催
8月22日		○		・第4回宮城県震災復興会議を開催
8月25日		○		○災害廃棄物処理業務（亘理名取ブロック）プロポーザル募集開始
8月26日	○			・環境省が「災害等廃棄物処理事業に係る報告書等の提出について」を通知
8月26日		○		・第6回宮城県震災復興本部会議を開催
8月26日		○		・宮城県震災復興計画（案）を策定
8月29日	○			・環境省が「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について」を通知
8月29日	○			・環境省が「16都県の一般廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性セシウム濃度測定結果一覧」を公表
8月30日	○			○環境省が「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）を公布・施行
8月31日	○			・環境省が「8,000Bq/kg を超え100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について」を通知
9月1日		○		○「災害廃棄物処理チーム」を改編し「震災廃棄物対策課」を新設
9月7日		○		・第7回宮城県震災復興本部会議を開催
9月10日	○			・野田総理大臣（当時）が県内を視察
9月14日		○		・宮城県災害廃棄物処理対策協議会 第3回市町村等部会を開催
9月16日		○		○議決により災害廃棄物処理業務（石巻ブロック）本契約締結
9月16日		○		・名取市の一次仮置場で大規模火災が発生（～9/22）
9月17日		○		○災害廃棄物処理業務（亘理処理区）プロポーザル第2回審査委員会開催
9月19日		○		○災害廃棄物処理業務亘理名取ブロック（名取、岩沼、山元処理区）プロポーザル第2回審査委員会開催

応急対応期（後半）

日付	主体			出来事（「ゴシック体」は出来事のうち主要なもの）
	国	県	他	
9月21日	○			・環境省が「仮置場における火災発生の防止について（再周知）」を通知
9月21日	○			・環境省が「廃棄物最終処分場における焼却灰等の埋立処分について（注意喚起）」を通知
10月1日		○		○震災廃棄物対策課石巻事務所を開設
10月7日	○			・環境省が「東日本大震災により被災した消火器の処理について」を通知
10月11日	○			・環境省が「災害廃棄物の広域処理の推進について（東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン）」の一部を改訂
10月11日	○			・環境省が「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインに関するQ&A」を策定
10月12日	○			・環境省が「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」の一部を改正
10月18日		○		・宮城県震災復興計画が県議会において承認
10月12日	○			・環境省が「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」を一部改正
10月18日		○		○議決により災害廃棄物処理業務（亶理名取ブロック（名取，岩沼，亶理，山元処理区））本契約締結
10月19日		○		○災害廃棄物処理業務（宮城東部ブロック）プロポーザル第1回審査委員会開催
10月23日		○		・石巻ブロック安全祈願祭を開催
10月25日		○		○災害廃棄物処理業務（宮城東部ブロック）プロポーザル募集開始
11月2日	○			・環境省が「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の促進について」を通知
11月11日	○			・環境省が「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に係る契約の内容に関する指針について」を策定
11月11日	○			・環境省が「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法基本方針」を策定
11月18日		○		・第8回宮城県震災復興本部会議を開催
11月18日	○			・環境省が「災害廃棄物の広域処理の推進について（東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン）」の一部を改訂
11月18日	○			・環境省が「東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針」を策定
11月23日		○		○災害廃棄物処理業務（宮城東部ブロック）プロポーザル第2回審査委員会開催
11月24日		○		○東京都及び財団法人東京都環境整備公社（現 公益財団法人東京都環境公社）と災害廃棄物処理基本協定及び災害廃棄物の処理に係る覚書を締結
11月25日		○		○「災害廃棄物の放射能濃度測定結果」を公表
11月25日		○		・亶理名取ブロック（名取処理区及び亶理処理区）の安全祈願祭を開催
11月30日	○			・環境省が「災害廃棄物処理促進費補助金（災害等廃棄物処理基金）交付要綱」を策定
12月1日		○		○震災廃棄物対策課岩沼事務所を開設
12月2日		○		○財団法人東京都環境整備公社（現 公益財団法人東京都環境公社）と災害廃棄物処理業務委託契約を締結（女川町の可燃物の東京都搬出）
12月3日			○	○東京都において試験焼却開始
12月9日		○		・亶理名取ブロック（亶理及び山元処理区）のアセス開始
12月12日		○		・政府へ災害等廃棄物処理事業費補助金交付対象範囲の拡大について要望
12月12日		○		・亶理名取ブロック（名取及び岩沼処理区）のアセス開始
12月16日		○		・石巻ブロックのアセス開始
12月21日		○		○議決により災害廃棄物処理業務（宮城東部ブロック）本契約締結
12月27日	○			・環境省が「管理された状態での災害廃棄物（コンクリートくず等）の再生利用について」を通知
平成24年				
1月7日		○		○災害廃棄物処理業務（気仙沼ブロック（南三陸処理区））プロポーザル第1回審査委員会開催
1月10日	○			・野田総理大臣（当時）が県内を視察
1月11日	○			・環境省が「災害廃棄物の広域処理の推進について（東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン）」の一部を改訂（最終）
1月16日		○		・第9回宮城県震災復興本部会議を開催

応急対応期（後半）

日付	主体			出来事（「ゴシック体」は出来事のうち主要なもの）
	国	県	他	
1月17日		○		・宮城東部ブロック安全祈願祭を開催
1月20日	○			・環境省が「指定廃棄物の処理に向けた基本的な考え方について」を通知
1月20日	○			・環境省が「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について」を通知
1月20日		○		・政府へ災害等廃棄物処理事業費補助金について、仮置場の土地購入費を補助の対象とするよう要望
2月3日		○		・災害廃棄物処理施工管理業務委託契約締結（平成23年度分（名取・岩沼・亶理・山元・石巻・宮城東部））
2月5日		○		○災害廃棄物処理業務（気仙沼ブロック（南三陸処理区））プロポーザル第2回審査委員会開催
2月6日		○		・第10回宮城県震災復興本部会議を開催
2月8日		○		・亶理名取ブロック（岩沼処理区）安全祈願祭を開催
2月20日		○		○東京都及び財団法人東京都環境整備公社（現 公益財団法人東京都環境公社）と災害廃棄物処理に係る覚書を締結（女川町H24.3分）
2月20日		○		・石巻市水産部地方卸売市場管理棟他解体工事契約締結
2月20日		○		・石巻市北上総合支所（北上公民館）他解体工事契約締結
2月20日		○		・牡鹿地区水産物処理センター他解体工事契約締結
2月22日	○			・国が特定被災地方公共団体に色麻町と加美町を追加指定（県内全市町村が指定に）
2月23日		○		○財団法人東京都環境整備公社（現 公益財団法人東京都環境公社）と災害廃棄物処理業務委託契約締結（女川町H24.3分）
2月28日	○			・環境省が「100Bq/kgと8,000Bq/kgの二つの基準の違いについて」を策定
2月29日		○		・宮城東部ブロックのアセス開始
3月1日		○		○八戸市と災害廃棄物処理基本協定締結
3月1日	○			・会計検査院実態調査（岩沼、石巻の二次仮置場、女川の一次仮置場を調査）
3月1日		○		○女川町から東京都への搬出開始（広域処理）
3月2日			○	○東京都において本格焼却開始
3月5日		○		○議決により災害廃棄物処理業務（気仙沼ブロック（南三陸処理区））本契約締結
3月9日	○			・環境省が「東日本大震災により流出した災害廃棄物の総量推計結果」を公表
3月13日	○			・国が災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合（第1回）を開催
3月16日	○			○環境省が各知事・市長に対し「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請について」を通知（第一弾）
3月18日	○			・細野環境大臣が知事を訪問
3月19日		○		○東京都及び財団法人東京都環境整備公社（現 公益財団法人東京都環境公社）と災害廃棄物処理に係る覚書（女川H24分）を締結
3月21日		○		○石巻市から青森県内民間処分場への搬出開始（広域処理）
3月23日	○			・環境省が各知事・市長に対し「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請について」を通知（第二弾）
3月24日		○		○亶理名取ブロック（亶理処理区）火入れ式を開催
3月24日		○		・亶理名取ブロック（山元処理区）安全祈願祭を開催
3月25日		○		○災害廃棄物処理業務（気仙沼ブロック（気仙沼処理区））プロポーザル第1回審査委員会開催
3月26日		○		・第11回宮城県震災復興本部会議を開催
3月27日		○		・第1回 宮城県災害廃棄物処理業務連携推進協議会
3月27日		○		○災害廃棄物処理業務（気仙沼ブロック（気仙沼処理区））プロポーザル募集開始
3月29日	○			・環境省が「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱い」の一部を改正（減価償却、測定費を対象化）
3月29日			○	・山形県が「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方について」を再度通知
3月30日	○			・環境省が各知事・市長に対し「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請について」を通知（第三弾）
3月30日	○			・環境省が「指定廃棄物の今後の処理方針について」を策定

応急対応期（後半）

日付	主体			出来事（「ゴシック体」は出来事のうち主要なもの）
	国	県	他	
3月30日		○		○亙理名取ブロック（名取処理区）火入れ式を開催
3月30日		○		・災害廃棄物処理施工管理業務委託契約締結（平成24～25年度分（名取・岩沼・亙理・山元・石巻・宮城東部））
3月30日		○		○財団法人東京都環境整備公社（現 公益財団法人東京都環境公社）と災害廃棄物処理業務委託契約締結（女川H24分）
4月6日		○		○気仙沼ブロック（南三陸処理区）のアセス開始
4月16日		○		・第12回宮城県震災復興本部会議を開催
4月17日		○		○亙理名取ブロック（岩沼処理区）火入れ式を開催
4月17日	○			・国が災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合（第2回）を開催
4月17日	○			・環境省が「災害廃棄物の広域処理に関する要請に対する回答及び今後の取組方針について」を通知
4月17日	○			・環境省が「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する方法等」を告示
4月19日	○			・環境省が「仮置場における火災発生防止並びに害虫及び悪臭への対策について（再周知）」を通知
4月20日		○		○岩沼市から山形県内民間処分場への搬出開始（広域処理）
4月21日		○		○災害廃棄物処理業務（気仙沼ブロック（気仙沼処理区））プロポーザル第2回審査委員会開催
4月23日	○			・細野環境大臣が知事を訪問し、広域処理について意見交換
4月23日		○		○亙理名取ブロック（山元処理区）火入れ式を開催
4月24日		○		○災害廃棄物の処理に係る放射能測定マニュアルを策定
4月24日		○		・第1回 宮城県災害廃棄物処理対策協議会市町村長会を開催
5月13日		○		○石巻ブロック火入れ式を開催
5月14日		○		○北九州市と災害廃棄物の試験焼却に係る覚書を締結
5月16日		○		○北九州市と災害廃棄物の試験焼却に係る業務委託契約を締結
5月21日	○			・環境省が「災害廃棄物量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について」を公表
5月21日		○		○災害廃棄物等の処理対象量（県受託分）の見直し結果を公表
5月22日		○		・災害廃棄物処理施工管理業務委託契約締結（平成24～25年度分（南三陸））
5月23日			○	○北九州市において試験焼却開始
5月25日		○		○議決により災害廃棄物処理業務（気仙沼ブロック（気仙沼処理区））本契約締結
5月25日	○			○環境省が「東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について」を通知
5月28日		○		・第13回宮城県震災復興本部会議を開催
5月28日		○		・気仙沼ブロック（南三陸処理区）安全祈願祭を開催
5月31日		○		○宮城県環境事業公社小鶴沢処理場（現 クリーンプラザみやぎ）への焼却灰等処分に係る周辺住民説明会を開催
6月1日		○		○古河市と広域処理に関する基本協定を締結
6月6日		○		・第14回宮城県震災復興本部会議を開催
6月6日	○			・会計検査院実態調査（宮城県、仙台市、石巻市、気仙沼市、塩竈市、亙理町について書類及び現地検査）
6月8日	○			・環境省が「東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等の造成地等における活用について」を通知
6月11日		○		○東京都及び公益財団法人東京都環境公社と災害廃棄物処理に係る覚書を締結（石巻廃置）
6月14日		○		○公益財団法人東京都環境公社と災害廃棄物処理業務委託契約を締結（石巻廃置）
6月19日	○			・環境省が「災害廃棄物の広域処理の安全性について」を公表
6月21日	○			・林野庁が「海岸防災林造成に当たっての災害廃棄物由来の再生資材の取扱いについて」を通知
6月21日		○		○石巻市から東京都への搬出開始
6月22日	○			・環境省が「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する方法等」を改正し告示
6月29日	○			・国が災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合（第3回）を開催

応急対応期（後半）

	日付	主体		出来事（「ゴシック体」は出来事のうち主要なもの）
		国	県 他	
応急対応期 （後半）	6月29日	○		・環境省が「広域処理の調整状況について」を通知
	7月1日		○	○震災廃棄物対策課気仙沼事務所を開設
	7月2日		○	・第15回宮城県震災復興本部会議を開催
	7月3日	○		・野田総理大臣（当時）が県内を視察
	7月13日		○	○気仙沼ブロック（気仙沼処理区）のアセス開始
	7月14日		○	○宮城東部ブロック火入れ式を開催
	7月25日		○	・宮城県災害廃棄物処理対策協議会 第4回市町村等部会を開催
	7月25日		○	○「宮城県災害廃棄物処理実行計画（第二次案）」を策定
	7月26日		○	○仙台市と災害廃棄物処理基本協定書締結
	7月27日		○	○石巻市から仙台市への搬出開始（広域処理）
	7月30日		○	・第16回宮城県震災復興本部会議を開催
	7月30日		○	・気仙沼ブロック（気仙沼処理区）安全祈願祭を開催
	7月31日		○	・石巻市水産部地方卸売市場管理棟他解体工事完了
	7月31日		○	・牡鹿地区水産物処理センター他解体工事完了
	7月31日		○	○北九州市と災害廃棄物の処理に関する基本協定を締結
復興・復旧期	8月7日	○		○環境省が宮城県の可燃物については新たな受入先の調整は行わないことなどの方針を「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」で提示
	8月7日	○		・国が災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合（第4回）を開催
	8月10日		○	・石巻市北上総合支所（北上公民館）他解体工事完了
	8月13日		○	○東京都及び公益財団法人東京都環境公社と災害廃棄物の処理に係る覚書を締結（石巻市建設混廃H24.8-9分）
	8月14日		○	○公益財団法人東京都環境整備公社と広域処理委託契約を締結（石巻建設混廃H24.8-9分）
	8月24日		○	○茨城県と災害廃棄物の広域処理に関する基本協定締結
	8月27日		○	・第17回宮城県震災復興本部会議を開催
	8月30日		○	○石巻市から茨城県内民間処分場への搬出開始（広域処理）
	8月31日		○	○北九州市と災害廃棄物処理業務委託契約を締結
	8月31日		○	・災害廃棄物処理施工管理業務委託契約締結（平成24～25年度分（気仙沼））
	9月3日		○	・第18回宮城県震災復興本部会議を開催
	9月10日	○		・野田総理大臣（当時）が気仙沼市を視察
	9月10日		○	○北九州市向けコンテナが仙台港を出港
	9月15日		○	○気仙沼ブロック（南三陸処理区）火入れ式を開催
	9月17日		○	○北九州市での処理が開始
	9月21日	○		・環境省がNHKの処理単価報道に対する見解を公表
	9月21日		○	○東京都及び公益財団法人東京都環境公社と災害廃棄物の処理に係る覚書を締結（石巻廃置・建設混廃）
	9月25日		○	○公益財団法人東京都環境公社と災害廃棄物処理業務委託契約を締結（石巻廃置・建設混廃）
	10月19日	○		・国が災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合（第5回）を開催
	10月19日	○		・環境省が「災害廃棄物処理の進捗状況と目標達成に向けての方針」を策定
10月22日		○	・第19回宮城県震災復興本部会議を開催	
10月22日		○	○宮城県環境事業公社と最終処分に係る環境保全協定を締結	
10月31日		○	・第20回宮城県震災復興本部会議を開催	
11月9日		○	・社団法人日本建設業連合会が「災害廃棄物の復興資材化と品質基準一覧」を公表	
11月19日		○	・第21回宮城県震災復興本部会議を開催	
11月30日		○	・第22回宮城県震災復興本部会議を開催	

日付	主体			出来事（「ゴシック体」は出来事のうち主要なもの）
	国	県	他	
12月4日		○		・石巻市立病院看護師宿舎解体工事契約締結
12月4日		○		・石巻市立女子商業高校解体工事契約締結
12月5日		○		○東京都及び公益財団法人東京都環境公社と災害廃棄物の処理に係る覚書を締結（石巻建設混廃H25.1-3分）
12月15日		○		○気仙沼ブロック（気仙沼処理区）焼却炉稼働式を開催
12月25日		○		・石巻市立渡波中学校他解体工事契約締結
12月27日		○		・おしかホエールランド他解体工事契約締結
12月27日		○		・石巻市雄勝総合支所他解体工事契約締結
平成25年				
1月4日		○		○公益財団法人東京都環境整備公社と広域処理委託契約を締結（石巻建設混廃）
1月7日		○		○仙南地域広域行政事務組合と最終処分に係る環境保全協定を締結
1月12日	○			・安倍総理大臣が県内を視察
1月15日		○		・石巻市立病院他解体工事契約締結
1月15日		○		・石巻市立雄勝中学校他解体工事契約締結
1月17日		○		・石巻市市営南浜町住宅1号棟他解体工事契約締結
1月21日		○		○処理対象量（県受託分）の再見直しを公表
1月24日		○		・石巻市立吉浜小学校他解体工事契約締結
1月25日	○			・環境省が「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表（進捗状況・加速化の取組）を改定
1月30日		○		・石巻市立雄勝病院他解体工事（その2）契約締結
1月31日		○		○『「東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について（平成24年5月25日環境省通知）」の運用に関する県の考え方について』を策定
2月4日		○		・第23回宮城県震災復興本部会議を開催
2月9日	○			・安倍総理大臣が県内を視察
2月12日		○		・石巻文化センター解体工事契約締結
2月13日		○		・石巻市立谷川小学校他解体工事（その2）契約締結
3月7日		○		・第24回宮城県震災復興本部会議を開催
3月7日		○		・田代島自然教育センター解体工事（その2）契約締結
3月11日		○		・石巻市民会館解体工事契約締結
3月13日		○		○北九州市への広域処理の搬出終了
3月19日		○		・気仙沼処理区・南三陸処理区・宮城東部ブロック・名取処理区・岩沼処理区・山元処理区に係る変更契約締結
3月26日		○		・石巻市立大川中学校解体工事契約締結
3月30日		○		○東京都への広域処理の搬出終了
4月1日		○		○地方自治法派遣職員受入（5人）
4月3日		○		・知事が仙台市を謝礼訪問
4月9日		○		・知事が北九州市を謝礼訪問
4月15日		○		・第25回宮城県震災復興本部会議を開催
4月16日		○		・知事が山形県を謝礼訪問
4月18日		○		・知事が茨城県を謝礼訪問
4月26日		○		・宮城県災害廃棄物処理対策協議会 第5回市町村等部会を開催
4月26日		○		○「宮城県災害廃棄物処理実行計画（最終版）」を策定
5月7日	○			・環境省が「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を改定
5月10日		○		・石巻市立病院看護師宿舎解体工事完了

復興・復旧期

日付	主体			出来事（「ゴシック体」は出来事のうち主要なもの）
	国	県	他	
5月12日	○			・安倍総理大臣が県内を視察
5月16日		○		・知事が東京都を謝礼訪問
5月22日		○		○被災船舶処理指針を策定
5月30日		○		・石巻市立女子商業高校解体工事完了
5月31日		○		○東京都への広域処理の搬出終了
5月30日		○		・石巻市立渡波中学校他解体工事完了
6月6日		○		・第26回宮城県震災復興本部会議を開催
6月10日		○		・第27回宮城県震災復興本部会議を開催
6月17日		○		・第28回宮城県震災復興本部会議を開催
6月27日	○			○環境省が「仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項について」を通知
7月1日	○			・林野庁が「海岸防災林の盛土材として活用する再生資材の取扱い」を通知（事務連絡）
7月12日	○			・環境省が「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理の推進について」を通知
7月19日		○		○「東日本大震災により発生した災害廃棄物の二次仮置場閉鎖に伴う土壌汚染確認調査方針について」を策定
7月29日	○			・安倍総理大臣が県内を視察
8月26日		○		・第29回宮城県震災復興本部会議を開催
8月30日		○		○「再生資材活用に係る手続きについて」を策定
8月31日		○		○気仙沼ブロック（気仙沼処理区（小泉地区））で焼却終了
8月31日		○		・石巻市立谷川小学校他解体工事（その2）完了
9月5日		○		・第30回宮城県震災復興本部会議を開催
9月17日		○		・石巻市市営南浜町住宅1号棟他解体工事完了
9月20日		○		・石巻市民会館解体工事完了
9月29日			○	・仙台市で火納め式を開催
9月30日		○		・石巻市立病院他解体工事完了
9月30日		○		・おしかホエールランド他解体工事完了
9月30日		○		・石巻市立雄勝病院他解体工事（その2）完了
10月1日		○		○亶理名取ブロック（名取処理区）で焼却終了
10月1日		○		○宮城東部ブロックで焼却終了
10月4日	○			・環境省が「東日本大震災に係る補助事業で整備した仮設物の取扱いについて」を策定
10月15日		○		・石巻市雄勝総合支所他解体工事完了
10月19日		○		○亶理名取ブロック（岩沼処理区）で火納め式を開催
10月21日		○		・石巻市立大川中学校解体工事完了
10月26日		○		○気仙沼ブロック（南三陸処理区）で焼却終了
10月31日		○		・石巻市立吉浜小学校他解体工事完了
10月31日		○		・田代島自然教育センター解体工事（その2）完了
11月8日		○		○亶理名取ブロック（亶理処理区）で火納め式を開催
11月14日		○		・第31回宮城県震災復興本部会議を開催
11月15日		○		○気仙沼ブロック（気仙沼処理区（階上地区））で焼却終了
11月26日		○		・第32回宮城県震災復興本部会議を開催
11月30日		○		・石巻市立雄勝中学校他解体工事完了
12月14日		○		○茨城県民間処分場への広域処理の搬出終了
12月16日		○		・第33回宮城県震災復興本部会議を開催

復興・復旧期

日付	主体			出来事（「ゴシック体」は出来事のうち主要なもの）
	国	県	他	
12月20日		○		・福島県と「災害廃棄物由来の再生土砂の利用に関する協定書」を締結（亙理名取ブロック（山元処理区分））
12月24日		○		○青森県民間処分場への広域処理の搬出終了
12月26日		○		○亙理名取ブロック（山元処理区）で焼却終了
12月27日	○			・安倍総理大臣が県内を視察
平成26年				
1月18日		○		○石巻ブロックで火納め式を開催 県内全ての焼却処理が完了
1月31日		○		・石巻文化センター解体工事完了
2月25日		○		○山形県民間処分場への広域処理の搬出終了
3月12日		○		○県が沿岸市町から受託した災害廃棄物の処理が完了
7月1日		○		・災害等廃棄物の処理単価について（暫定値）を公表
7月25日		○		○「災害等廃棄物処理業務の記録」を作成
9月12日		○		○災害等廃棄物の処理単価について（暫定値）の内容を更新
9月25日		○		○県が沿岸市町から受託した災害廃棄物の処理に係る現状復旧を完了
10月29日		○		○災害廃棄物等処理業務総括検討委員会（第1回）
12月3日		○		○災害廃棄物等処理業務総括検討委員会（第2回）
平成27年				
1月15日		○		○災害廃棄物等処理業務総括検討委員会（第3回）
2月2日		○		○東日本大震災における災害廃棄物処理シンポジウム

復興・復旧期

宮城県災害廃棄物処理対策協議会設置要綱

(設置)

第1 東日本大震災により発生した災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を図るため、「宮城県災害廃棄物処理対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

(1) 災害廃棄物の処理等の円滑化を図るための諸課題の整理と検討に関すること。

(2) 災害廃棄物処理の具体的な対応についての協議及び調整に関すること。

(3) その他、災害廃棄物の処理の円滑化のために必要な事項に関すること。

(組織及び会議)

第3 協議会の構成員は、別表に掲げる構成機関・団体とする。

2 協議会に座長を置き、宮城県環境生活部長の職にある者を充てる。

3 協議会は、座長が招集し、座長がその議長となる。

4 座長は、副座長を指名することができる。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 座長は、必要に応じて協議会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

第4 協議会に部会を置くことができる。

2 部会の構成員及び部会長は、座長が指名する。

3 前条第2項から第5項までの規定は、部会について準用する。この場合において、「座長」とあるのは「部会長」と、「副座長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5 協議会の庶務は、宮城県環境生活部廃棄物対策課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月8日から施行する。

(別表)

構成機関・団体（担当部署）		備考
国	財務省東北財務局 厚生労働省東北厚生局 農林水産省東北農政局 林野庁東北森林管理局 水産庁仙台漁業調整事務所 国土交通省東北地方整備局 国土交通省東北運輸局 海上保安庁宮城海上保安部 環境省東北地方環境事務所 陸上自衛隊東北方面総監部	(10団体)
市町村等	県内35市町村 (一部事務組合) 仙南地域広域行政事務組合、大崎地域行政事務組合、 黒川地域行政事務組合、亘理名取共立衛生処理組合、 宮城東部衛生処理組合	(40団体)
関係団体	社団法人宮城県建設業協会 社団法人日本建設業連合会東北支部 社団法人宮城県産業廃棄物協会 宮城県土地家屋調査士会 宮城県解体工事業協同組合 宮城県農業協同組合中央会 宮城県漁業協同組合 宮城県東日本大震災災害被災車輛回収処理支援対策本部	(8団体)
宮城県	環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農林水産部 土木部 警察本部	

一般廃棄物処理事務担当部署・関係団体一覧

<市町村>

R7.1.1現在

	市町村名	担当課	担当係	住所	電話番号	内線	F A X	メールアドレス
1	仙台市	環境局総務課		仙台市青葉区二日町6-12	022-214-8214		022-214-8249	kan007310@city.sendai.jp
2	石巻市	廃棄物対策課	業務指導係 循環型推進係	石巻市穀町14-1	0225-95-1111	3372 3373	0225-22-6120	iswaste@city.ishinomaki.lg.jp
3	塩竈市	環境課	クリーン対策係	塩竈市字杉の入裏39-47	022-365-3377		022-365-3379	kankyou@city.shiogama.miyagi.jp
4	気仙沼市	循環型社会推進課	業務係	気仙沼市八日町1-1-1	0226-22-9680		0226-24-8110	cleanhill@kesenuma.miyagi.jp
5	白石市	環境課	環境衛生係	白石市大手町1-1	0224-22-1314	613	0224-26-6039	seikatsu@city.shiroishi.miyagi.jp
6	名取市	クリーン対策課	クリーン対策係	名取市増田字柳田80	022-724-7161	591 596 596	022-384-3102	kuritai@city.natori.miyagi.jp
7	角田市	生活環境課	生活環境係	角田市角田字大坊41	0224-63-2118	1116	0224-63-4862	seikatsu@city.kakuda.lg.jp
8	多賀城市	環境施設課	資源環境係	多賀城市中央2-1-1	022-368-4126		022-368-9069	kankyo@city.tagaio.miyagi.jp
9	岩沼市	生活環境課	環境衛生係	岩沼市桜1-6-20	0223-23-0584		0223-22-1264	kankyou@city.iwanuma.lg.jp
10	登米市	廃棄物対策課	廃棄物対策係	登米市南方町新高石浦130	0220-58-2115		0220-58-3345	haiki@city.tome.miyagi.jp
11	栗原市	環境課	生活環境係	栗原市築館薬師1-7-1	0228-22-3350		0228-22-0350	kankyo@city.kurihara.lg.jp
12	東松島市	市民生活課	環境衛生係	東松島市矢本字上河戸36-1	0225-82-1111	1151	0225-82-1846	kankyou@city.higashimatsushima.lg.jp
13	大崎市	環境保全課	生活環境担当	大崎市古川七日町1-1	0229-23-6074		0229-23-2427	kankyo@city.osaki.miyagi.jp
14	富谷市	生活環境課	廃棄物対策担当	富谷市富谷字坂松田30	022-358-0515		022-358-3189	seikatsu@tomiva-city.miyagi.jp
15	蔵王町	環境政策課	環境衛生係	蔵王町大字円田字西浦北10	0224-33-3007	242	0224-33-3284	kankyou@town.zao.lg.jp
16	七ヶ宿町	町民税務課	町民係	七ヶ宿町字関126	0224-37-2114	132	0224-37-2577	shichi12@town.shichikashuku.miyagi.jp
17	大河原町	町民生活課	環境衛生係	大河原町字新南19	0224-53-2114	127	0224-53-3818	kankyo@town.ogawara.lg.jp
18	村田町	町民生活課	環境衛生班	村田町大字村田字迫6	0224-83-6401	116	0224-83-2952	mura-sei@town.murata.lg.jp
19	柴田町	町民環境課	環境衛生班	柴田町船岡中央2-3-45	0224-55-2113	116	0224-55-3793	environment@town.shibata.lg.jp
20	川崎町	町民生活課	環境衛生係	川崎町大字前川字裏丁175-1	0224-84-2112	1114	0224-85-1907	kawasaki1@town.kawasaki.miyagi.jp
21	丸森町	町民税務課	町民生活班	丸森町字鳥屋120	0224-72-3012	117 118	0224-72-3039	seikatsu@town.marumori.miyagi.jp
22	亶理町	町民生活課	生活環境班	亶理町字下小路7-4	0223-34-1113	118	0223-34-6178	kankyo1@town.watari.lg.jp
23	山元町	町民生活課	生活班	山元町浅生原字作田山32	0223-37-1112	262	0223-37-4144	chouminseikatsu.s@town.miyagi-yamamoto.lg.jp

	市町村名	担当課	担当係	住所	電話番号	内線	F A X	メールアドレス
24	松島町	総務課	環境防災班	松島町高城字帰命院下-19-1	022-354-5782	223	022-354-3140	kankyoubousai@town.matsushima.miyagi.jp
25	七ヶ浜町	町民生活課	環境生活係	七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1	022-357-7455		022-357-2118	kankyou@shichigahama.com
26	利府町	生活環境課	環境衛生係	利府町利府字新並松4	022-767-2119	5261	022-767-2105	kankyou@rifu-cho.com
27	大和町	町民生活課	生活環境係	大和町吉岡字西捨木1-1	022-345-1117	222	022-347-1060	kankyo@town.taiwa.miyagi.jp
28	大郷町	町民課	環境衛生係	大郷町粕川字西長崎5-8	022-359-5504	116	022-359-3287	eisei@town.miyagi-osato.lg.jp
29	大衡村	住民生活課	生活環境係	大衡村大衡字平林62	022-341-8512	1154	022-347-2110	jyumin@vill.ohira.lg.jp
30	色麻町	町民生活課	住民環境係	色麻町四竈字北谷地41	0229-65-2156		0229-65-4400	kankyo@town.shikama.miyagi.jp
31	加美町	町民課	生活環境係	加美町字西田三番5	0229-63-3112	126	0229-63-4321	tyoumin@town.kami.miyagi.jp
32	涌谷町	町民生活課	町民生活班	涌谷町字新町裏153-2	0229-43-2113		0229-43-2693	gr-seikatsu@town.wakuya.miyagi.jp
33	美里町	町民生活課	生活環境係	美里町北浦字駒米13	0229-33-2114	1124	0229-25-5172	chomin@town.miyagi-misato.lg.jp
34	女川町	町民生活課	施設係	女川町女川浜字大原316	0225-53-3549		0225-53-2885	clean01@town.onagawa.lg.jp
35	南三陸町	環境対策課	廃棄物対策係	南三陸町志津川字沼田56-2	0226-46-5528		0226-46-4587	haiki@town.minamisanriku.miyagi.jp

<一部事務組合>

	組合名	担当課	住所	電話番号		F A X	メールアドレス
1	石巻地区広域行政事務組合	施設管理課	石巻市重吉町8-20	0225-94-8725		0225-96-3578	kanri@ikouiki.or.jp
2	仙南地域広域行政事務組合	業務課	大河原町字新青川1-1	0224-52-2870		0224-52-2660	gyoumu@az9.or.jp
3	大崎地域広域行政事務組合	業務課	大崎市古川北町3-2-20	0229-25-8867		0229-28-1659	gyoumu@osakikoiki.jp
		施設整備課		0229-25-6788		0229-28-1659	shisetu@osakikoiki.jp
4	黒川地域行政事務組合	業務課	大和町吉田字新要害57-1	022-345-6481		022-345-1543	gyoumu@kurogyou.jp
5	亶理名取共立衛生処理組合	業務課	岩沼市下野郷字新藤曾根1-1	0223-23-1178		0223-22-2793	watanagyoumu@lime.ocn.ne.jp
6	宮城東部衛生処理組合	事務局	利府町加瀬字新船岡5	022-368-6017		022-368-7349	miyagitoubu@peace.ocn.ne.jp
7	塩釜地区消防事務組合	事務局環境課	塩竈市尾島町17-22	022-363-2777		022-363-2778	kankyou@sioshou.jp

<東北各県>

	県	担当課	住所	電話番号	F A X	メールアドレス
1	青森県	環境生活部環境政策課	青森県青森市長島1-1-1	017-734-9249	017-734-8065	kankyo@pref.aomori.lg.jp
2	岩手県	環境生活部資源循環推進課	岩手県盛岡市内丸10-1	019-629-5367	019-629-5369	AC0003@pref.iwate.jp
3	秋田県	生活環境部環境整備課	秋田県秋田市山王4-1-1	018-860-1624	018-860-3835	recycle@pref.akita.lg.jp
4	宮城県	環境生活部循環型社会推進課	宮城県仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2648	022-211-2390	haitais@pref.miyagi.lg.jp
5	山形県	環境エネルギー部循環型社会推進課	山形県山形市松波2-8-1	023-630-3021	023-625-7991	yjunksan@pref.yamagata.jp
6	福島県	生活環境部廃棄物対策課	福島県福島市杉妻町2-16	024-521-7264	024-521-7984	sangyou@pref.fukushima.lg.jp

<環境省>

		担当課	住所	電話番号	F A X	メールアドレス
1	環境再生・資源循環局	廃棄物適正処理推進課	東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館26階	03-5521-8337	03-3593-8263	hairi-shisetsu@env.go.jp
2	東北地方環境事務所	資源循環課	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎6階	022-722-2871	022-724-4311	RE0-TOHOKU@env.go.jp

<関係団体>

	団体名	住所	電話番号	F A X	メールアドレス
1	一般社団法人 宮城県産業廃棄物協会	仙台市青葉区木町通1-4-15 仙台市交通局本庁舎4階	022-290-3810	022-290-0381	info@miyagisanpai.or.jp
2	宮城県解体工事業協同組合	仙台市宮城野区東仙台4-2-76 渥美ビル300号	022-292-3455	022-292-3470	kaitaigyokumiai@jupiter.ocn.ne.jp
3	一般社団法人 宮城県建設業協会	仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館6階	022-262-2211	022-263-7059	jigyomiyakenkyo.or.jp
4	公益社団法人 宮城県生活環境事業協会	仙台市宮城野区日の出町2-5-15	022-783-8070	022-231-2779	soumubu@m-seikatsukankyo.or.jp
5	宮城県環境整備事業協同組合	仙台市若林区三本塚字荒谷85	022-289-5381	022-289-5381	miyakoh@amber.plala.or.jp
6	公益財団法人 宮城県環境事業公社	黒川郡大和町鶴巢小鶴沢字大沢5	022-343-2877	022-343-2881	miya-kan@aioros.ocn.ne.jp

<産業廃棄物処理業者一覧>

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junksan/meibo.html>

平成23年7月13日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

東日本大震災で発生した災害廃棄物の再生利用の推進について

東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物については、適正な分別、破碎・選別等の処理を行い、積極的な再生利用を図り、最終処分量の削減に寄与することが必要です。

つきましては、災害廃棄物の処理に当たっては、下記の点にご配慮いただくとともに、貴管内の市町村及び関連事業者等に対して周知をお願いします。

記

1. 再生利用の推進

災害廃棄物を発生現場や仮置場等で分別し、中間処理施設で破碎・選別等や有害物質等を含む場合には無害化等の処理を適切に行うことにより、例えば地盤沈下した場所の埋め戻し材、人工の山・展望台や海岸防災林造成に当たっての盛土材、復旧・復興事業として整備する施設の建設資材、木質系廃棄物のボードや燃料・発電等への活用等が考えられることから、経済性も考慮しつつ、災害廃棄物の再生利用について幅広く検討を行い、再生利用を促進するものとする。

2. 発注仕様書への反映

事業者へ委託した場合の災害廃棄物の処理は発注仕様書に沿って行われることになるが、災害廃棄物処理計画を策定する段階から災害廃棄物の再生利用について十分な検討を行い、災害廃棄物処理事業の発注仕様書に特記すること等により反映させるものとする。

3. 関係機関等との連携

災害廃棄物の再生利用を図るためには、関係機関や関係団体等との十分な連絡・調整が必要であることから、例えば各県に設けられた災害廃棄物処理対策協議会の場を活用する等、関係機関や関係団体等との十分な連携を図るものとする。

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 村山、大野

TEL 03-5501-3154（直通）、FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-haitai@env.go.jp

環廃対発第 120525001 号
環廃産発第 120525001 号
平成 24 年 5 月 25 日

(別記) 関係県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について(通知)

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、東日本大震災では津波等により大量の災害廃棄物が発生しており、被災地の復旧復興にむけて、その迅速な処理を進め、かつ、生活環境保全上の支障を防止するためには、可能な限り再生利用を進める必要がある。

これを受け、復旧復興のための公共工事に活用される災害廃棄物由来の再生資材について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。また、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- 1 復旧復興のための公共工事に活用される災害廃棄物由来の再生資材の取扱い
東日本大震災により発生した津波堆積物、ガラスくず、陶磁器くず(瓦くず、れ

んがくずを含む。)、又は不燃混合物の細粒分(ふるい下)に由来する再生資材のうち、以下の要件を全て満たすことを、一般廃棄物由来のものにあつては市町村、産業廃棄物由来のものにあつては県(政令で定める市にあつては、市)(以下「県市等」という。)が確認したものについては、廃棄物に該当しないものである。なお、その他の災害廃棄物由来の再生資材が廃棄物に該当するか否かは、従前どおり、「行政処分の指針」(平成17年8月12日環産産発第050812003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)第一などを踏まえ、その物の性状、排出の状況、通常の実扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すること。

- ① 災害廃棄物を分別し、又は中間処理したものであること。
- ② 他の再生資材と同様に、有害物質を含まないものであること。
- ③ 他の再生資材と同様に、生活環境保全上の支障(飛散流出・水質汚濁・ガスの発生等)を生じるおそれがないこと。
- ④ 復旧復興のための公共工事において再生資材として確実に活用されること。
- ⑤ ④の公共工事を行う者が定める構造・耐力上の安全性等の構造物が求める品質を満たしていること。
- ⑥ ④の公共工事を行う者によって、災害廃棄物由来の再生資材の種類・用途・活用場所等が記録・保存されること。

なお、上記の①～⑥の詳細等については別紙1に、また、津波堆積物、ガラスくず、陶磁器くず(瓦くず、れんがくずを含む。)、又は不燃混合物の細粒分(ふるい下)に由来する再生資材のうち上記の要件を全て満たしていることを県市等が確認し廃棄物に該当しないと判断されたものの活用例は別紙2に示すとおりであることから、参考とされたい。

2 留意事項

本通知は、東日本大震災において津波等の被害により大量の災害廃棄物が発生しており、その迅速な処理を進めるためには可能な限り再生利用を進めることが必要であること、迅速な処理の実施が、ひいては災害廃棄物による生活環境保全上の支障の防止につながることに鑑み、復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材についての取扱いを明確化するものである。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、そのため、占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有している。

そして、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の実態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされている。

しかしながら、未曾有の被害をもたらした東日本大震災においては、過去例を見ないほどの大量の災害廃棄物が一度に発生した結果、津波堆積物や瓦くず等通常であれば最終処分場に埋立処分され得るものについても、可能な限り再生利用を進める必要がある。津波堆積物や瓦くず等は、インフラ復旧等の復旧復興のための公共工事の資材として再生利用することが考えられるが、これらの物を再生したものについて、製品としての市場の形成や占有者と相手方の間での有償譲渡は、現状では生じにくい状況にある。

この点、復旧復興のための公共工事の場合は、その実施主体が公的主体であることから東日本大震災により発生した災害廃棄物由来の再生資材について責任を持って適正に活用することが可能であり、かつ、東日本大震災からの復旧復興の基盤となる公共工事に活用される再生資材を迅速かつ安定的に確保することは、東日本大震災からの復旧復興に資すると確実に認められるものである。

このため、これらを総合的に勘案し、復旧復興のための公共工事に活用する災害廃棄物由来の再生資材の一部については、その廃棄物該当性の判断に当たり、製品市場の形成及び有償譲渡の実績が認められない場合であっても、各種判断要素の具体的な基準として、一定の要件に適合することが確認された場合には、廃棄物には該当しないものであることを明確化することとした。

以上のことから、本通知は、あくまでも災害廃棄物由来の再生資材の一部を復旧復興のための公共工事に活用する場合に限定されるものであり、環境保全上の安全性の基準を緩和するものではなく、災害廃棄物由来の再生資材の活用と称した廃棄物の不適正処理に対しては厳正に対処し廃棄物行政に対する国民の不信を招くことがないように留意されたい。なお、諸要件を満たし廃棄物に該当しないとされた場合であっても、その後当該要件を満たしていないことが明らかになった場合には、災害廃棄物由来の再生資材の活用と称した廃棄物の不適正処理に過ぎないのであって、廃棄物として厳正に対処されたい。

(別記)

県

青森県

岩手県

宮城県

福島県

茨城県

栃木県

千葉県

新潟県

長野県

政令市

仙台市

千葉市

新潟市

宇都宮市

郡山市

いわき市

長野市

船橋市

青森市

盛岡市

柏市

復旧復興のための公共工事に活用する災害廃棄物由来の再生資材であって 廃棄物に該当しないものの要件等

1 復旧復興のための公共工事に活用する災害廃棄物由来の再生資材であって廃棄物に該当しないものの要件

① 災害廃棄物を分別し、又は中間処理したものであること。

公共工事の資材として活用するために必要な程度に分別若しくは中間処理が行われたものであること又は「東日本大震災津波堆積物処理指針（平成23年7月13日、環境省）」の分類Ⅰに該当するものであることをいう。したがって、分別又は中間処理が行われていない災害廃棄物であって「東日本大震災津波堆積物処理指針」の分類Ⅰに該当しないものや、分別又は中間処理を予定しているものの未だ当該分別又は中間処理が行われていない災害廃棄物は、本要件を満たさないものである。

② 他の再生資材と同様に、有害物質を含まないものであること。

その物の性状が、盛土材や路盤材等の資材に適さない有害性を呈しているものに当たらないものであることをいう。具体的には、原則として、土壤汚染対策法施行規則（以下「規則」という。）別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（別添1）及び規則別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（別添2）を満たすこと並びに廃石膏ボード、石綿含有形成板等の異物が混入していないことが、当該物の搬出元の地方公共団体（一般廃棄物由来のものにあつては市町村、産業廃棄物由来のものにあつては県（政令で定める市にあつては、市）（以下「県市等」という。））の廃棄物担当部局において確認されたものであることをいう。

当該物が有害物質を含まないことの確認は、原則、当該物の性状がおおむね同一であると推定される単位（以下「調査単位」という。）に区分し、それぞれの調査単位ごとに実施する（例えば、物の発生場所及び種類によって調査単位を区分できるのであれば、発生場所及び種類ごとに実施する）ものとし、同一の性状の再生資材を継続して提供する場合など性状が明らかな場合には、発生過程等状況を勘案しながら確認することとする。また、異物の混入の有無は、目視により確認し、記録する。

なお、埋立処分するよりも再生利用した方が処理費用全体として価格優位性

がある場合には、市町村又は市町村から災害廃棄物の処理の委託を受けた県が確認のための検査等に要した費用は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となる。

- ③ 他の再生資材と同様に、生活環境保全上の支障（飛散流出・水質汚濁・ガスの発生等）を生じるおそれがないこと。

飛散流出のおそれがないこととは、例えば、不燃混合物の細粒分（ふるい下）を用いる場合に、風雨による飛散流出がないよう、当該細粒分の上部にマルチング材や覆土等による覆いがあることをいう。

水質汚濁のおそれがないこととは、有害物質が溶出しないことをいう。具体的には、②同様、規則別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件（別添1）を満たすことを、県市等において確認すること。

ガスの発生等のおそれがないこととは、例えば、不燃混合物の細粒分（ふるい下）の一部に有機物が付着混入している場合に、当該有機物に対して十分に酸素が供給される状態であることや、発生するガスが地表に噴出しないよう十分な覆土がなされることをいう。

- ④ 復旧復興のための公共工事において再生資材として確実に活用されること。

当該物を資材として活用する公共工事が確定しており、当該公共工事が復旧復興のためのものであることをいう。

- ⑤ ④の公共工事を行う者が定める構造・耐力上の安全性等構造物が求める品質を満たしていること。

構造・耐力上の安全性等構造物が求める品質を満たしていることとは、設計図書において求められる品質を満たしていることをいう。なお、不燃混合物の細粒分（ふるい下）等の一部にやむを得ず有機物が付着混入してしまった場合には、当該有機物の分解による影響を考慮して安全性等が検討されたものであることを確認すること。

- ⑥ ④の公共工事を行う者によって、災害廃棄物由来の再生資材の種類・用途・活用場所等が記録・保存されること。

例えばしゅん工図書に、災害廃棄物由来の再生資材の種類・数量・用途・活

用場所等が記録されることをいう。

なお、保存されることとは、上記の事項がしゅん工図書に記録された場合は、当該しゅん工図書の保存期間中保存されることをいい、上記の事項がしゅん工図書以外の媒体に記録・保存される場合は、当該記録がしゅん工図書と同じ期間保存されることをいう。

2 その他

(1) 縣市等は、1の①～⑥の確認に当たっては、確認を求める者に対し、確認の対象となる物の種類、量、分別又は中間処理が行われた場所、当該物が分別又は中間処理される前に災害廃棄物として仮置きされていた場所及び1の①～⑥を満たすことを示す書類の提出を求め、提出された書類に基づいて確認を行うこと。確認後には、確認を求めた者に対し、これらの確認結果及び以下の点を書面で通知すること。

- ① 縣市等に提出した書類及び当該縣市等から通知された確認結果の書面を保存すること。
- ② 確認結果を速やかに公共工事を行う者等に情報提供すること。
- ③ 廃棄物には該当しないことの確認を受けた再生資材を運搬する者が、当該運搬車両に確認結果の書面の写しを備え付けておくよう必要な措置を講ずること。また、公共工事の実施場所以外の場所に保管し、又は公共工事において実際に活用する際に、縣市等の求めに応じ当該再生資材の管理者が確認結果の書面又はその写しを直ちに提示できるよう、必要な措置を講ずること。

また、当該物の放射性セシウム（Cs134及びCs137）の放射能濃度についても、当該物を提供する縣市等の廃棄物担当部局において測定し、再生資材を活用する公共工事発注部局等へ情報を提供するように求めること。なお、埋立処分するよりも再生利用した方が処理費用全体として価格優位性がある場合には、市町村又は市町村から災害廃棄物の処理の委託を受けた県が測定に要した費用は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となる。

(2) 1の①～⑥を満たすことを示す書類の例は以下のとおりであることから参考とされたい。

①について

- ・分別又は中間処理の方法を記載した書類

②について

- ・規則別表第三及び第四の要件 測定会社等が発行する検査証明書等
- ・異物の混入の有無 異物の混入の有無について1の②により記録した書面
(必要に応じて写真を添付すること)

③について

- ・当該物を資材として活用する公共工事の設計図書

④について

- ・当該物を資材として活用する公共工事の名称及び当該公共工事を行う場所
を記載した書類

⑤について

- ・当該物を資材として活用する公共工事の設計図書及び当該設計図書において求める品質を満たすことが確認できる書類

⑥について

- ・記録及び保存方法を記載した書類

津波堆積物、ガラスくず、陶磁器くず（瓦くず、れんがくずを含む。）、又は不燃混合物の細粒分（ふるい下）に由来する再生資材の活用例等

1 津波堆積物、ガラスくず、陶磁器くず（瓦くず、れんがくずを含む。）、又は不燃混合物の細粒分（ふるい下）に由来する再生資材の活用例

○ 津波堆積物、不燃混合物の細粒分（ふるい下）

- ・きょう雑物の除去又は洗浄による簡易な再生処理を行った後、盛土材として活用する。

○ ガラスくず、陶磁器くず（瓦くず、れんがくずを含む。）

- ・公共工事を行う者が定める盛土材としての品質を満たしているものを盛土材として活用する。
- ・粒度調整は用途に応じて行う。

※ 他の災害廃棄物の再生利用への可能性については、技術的観点等を含め個別に検討することが適当。

2 再生資材の活用にあたっての留意点

災害廃棄物の再生利用については、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について（平成23年6月3日、原子力安全委員会）」の考え方を踏まえて整理された「福島県内の災害廃棄物の処理の方針（平成23年6月23日、環境省）」により、「市場に流通する前にクリアランスレベルの設定に用いた基準（0.01mSv/年）以下になるよう、放射性物質の濃度が適切に管理されていれば再生利用が可能」との考え方が示されている。さらに、「クリアランスレベルを超える場合であっても、被ばく線量を0.01mSv/年以下に低くするための対策を講じつつ、管理された状態で利用することは可能」との考え方が示されている。また、「管理された状態での災害廃棄物（コンクリートくず等）の再生利用について（平成23年12月27日、環境省）」において、被災地における管理された状態での災害廃棄物の再生利用の考え方（※）が示されている。

復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用にあたっては、これらの考え方や方針を踏まえながら、当該再生資材の個別の活用形態に応じて活用を図ることとする。なお、災害廃棄物由来の再生資材を活用する復旧復興

のための公共工事は、当該災害廃棄物が発生した県において実施されるものであることを基本とする。

※ 管理された状態での災害廃棄物の再生利用の考え方の概要と安全評価の結果は以下のとおり。

- 道路の路盤材等へ利用する場合、利用者・周辺居住者の被ばく線量が0.01mSv/年以下となるよう管理された状態で利用することは可能。
- 例えば、遮蔽効果を有する資材により地表面から30cmの厚さを確保することで、およそ3千Bq/kg以下の再生資材を利用することが可能。
- 上層路盤材の厚さを変えた場合のシミュレーション評価の結果は表のとおり。
- なお、これらの評価結果は、一定の道路構造を設定して実施したものであるが、それ以外の構造物に対する目安として活用することも差し支えない。
- ただし、工事完了後適切に管理され、遮蔽された状態を維持する必要があるため、通常の補修等では交換されることのない資材として、公共事業における再生利用を基本とする。

表 評価結果

完成道路周辺居住者

解析ケース	No.	経路略称	評価点	上層路盤材厚さ* (m)	単位廃棄物中濃度あたりの年間被ばく線量 (mSv/y per Bq/g)			10 μ Sv/y相当濃度 (Bq/g)		
					Cs-134	Cs-137	Cs(134+137)	Cs-134	Cs-137	Cs(134+137)
ケース2'-①	28	道路周辺居住者外部 (子ども)	B	0.1	2.1E-02	8.5E-03	1.4E-02	4.8E-01	1.2E+00	7.1E-01
				0.2	5.7E-03	2.1E-03	3.7E-03	1.8E+00	4.8E+00	2.7E+00
				0.3	1.5E-03	5.2E-04	9.5E-04	6.8E+00	1.9E+01	1.1E+01
				0.4	3.9E-04	1.2E-04	2.4E-04	2.6E+01	8.0E+01	4.1E+01
ケース2'-②	28	道路周辺居住者外部 (子ども)	B	0.2	5.8E-03	2.1E-03	3.7E-03	1.7E+00	4.8E+00	2.7E+00

ケース2'-①: 道路・下層路盤材のみに再生資材を用い、上層路盤材の厚さを変化させたケース

評価点B: 道路端

ケース2'-②: 道路・下層路盤材&路床・路体に再生資材を用いたケース

* 上層路盤材の上に0.1mの不透水性アスファルトが敷設されていると仮定

土壌汚染対策法施行規則別表第三

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき六価クロム 0.05mg 以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1 リットルにつき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 リットルにつき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

別添 2

土壤汚染対策法施行規則別表第四

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤 1 kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壤 1 kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壤 1 kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壤 1 kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壤 1 kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壤 1 kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壤 1 kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壤 1 kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壤 1 kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

事 務 連 絡
平成 24 年 6 月 8 日

関係県・沿岸部政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課
産業廃棄物課

東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等の
造成地等における活用について

東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等を造成地等で活用することについての考え方を別添のとおりとりまとめましたので、お送りいたします。

参考としていただくとともに、貴管内市町村等への周知方よろしくお願いいたします。

東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等の 造成地等における活用について

平成 24 年 6 月 8 日
環 境 省
廃棄物・リサイクル対策部

1. はじめに

- ・ 東日本大震災に係る災害廃棄物について、環境省は、平成23年5月16日付け「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」（以下「マスタープラン」という。）において、「再生利用が可能なものは、極力再生利用する」こととしている。
- ・ 特に自然木・木くず等については、マスタープランにおいて「木質ボードやボイラー燃料、発電等への利用が期待される」としたほか、平成24年3月13日付け第1回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合環境省資料において「木質系廃棄物はチップ化し、マルチング材として造成地等の表面に利用することができる」ことを示すなど、積極的に有効利用を図ることとしている。
- ・ また、関係省庁においても、マルチング材としての活用等が提唱されているところ（3参照）。
- ・ 自然木・木くず等を埋設することについては、その取扱い（※）に慎重を期す必要があり、また、取扱いに関する問合せもあることから、自然木・木くず等を造成地等で活用することについての考え方を以下に示す。

※ 「東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用に関する通知」（平成24年5月25日付け環廃対第120525001号及び環廃産発第120525001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長通知）においては、「その他の災害廃棄物由来の再生資材が廃棄物に該当するか否かは、従前どおり、「行政処分の指針」（平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）第一などを踏まえ、その物の性状、排出の状況、通常の見取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すること」としている。

2. 自然木・木くず等を盛土材等として埋設することの可否

（1）自然木の丸太

自然木のうち、丸太は、表面積が小さく、また分解速度が遅いため、腐朽による発熱、メタンガス・硫化水素ガスの発生等の生活環境保全上の支障が生じるおそれは、細かな木くずに比べて小さいと考えられる。そのため、管理主体が長期にわたり責任を負う場合には、丸太のうち、

①異物の付着混入がないこと

②建設資材や園芸資材等として適切に活用されること

が認められるものについては、盛土材等として埋設しても差し支えない。

ただし、埋設を行う事業主体は、以下の事項に特に留意すべきである。

①木質ボード等へのマテリアルリサイクルや燃料としての有効活用等、他の活用法との比較検討を行うこと

②地域住民や農業・漁業関係者等の理解を得ること

③陥没やガス発生等による事故を防ぐため、立入禁止措置等の管理責任を負うこと（※）

④造成する盛土構造物の強度・耐久性と土地利用等に関する計画とが整合すること

※ 「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針」（平成24年3月27日国土交通省都市局公園緑地・景観課）では、「木材、倒木等の木くずは、マルチング材、生育基盤等公園緑地の整備資材等としての活用が可能である。なお、腐朽による不同沈下や陥没、発熱、ガスの発生、周辺への影響等の危険性があり、利用者の安全性の確保や土木構造物としての長期的な安全性、耐久性の観点から、原則として、土木構造物として強度が求められる盛土材としては活用しない。ただし、地域生態系の復元・保全、自然資源の有効活用の観点から、木材や津波により被災した樹林に残存している倒木等を、そのまま、あるいは地中に埋めて、自然植生の生育基盤や植栽基盤として活用することが想定される。この場合も、腐朽による不同沈下や陥没等上記と同様の危険性があることから、これらの危険性を精査し、利用者の安全性の確保のため、周辺への影響の監視、公園緑地への利用者の立ち入りの制限等の対応を行う必要がある。なお、今後地盤工学会等の専門機関で新たな知見がとりまとめられる場合は、それを参考にす。」としている。

(2) 細かな木くず、建設系廃木材、木質系混合物等

細かな木くず（自然木の木片・枝葉等を含む。）、建設系廃木材やこ

れらを含む木質系混合物については、埋設することにより、以下のとおり生活環境保全上の支障が生じるおそれが相当程度あり、現に生じた事例も存在し、盛土材として使用する場合には、要求される品質を満たし得ないことから、その性状等に照らし廃棄物であると判断されるため、最終処分場以外の場所において埋立てを行うことは認められない。

- (イ) 細かな木くずについては、汚水や腐朽による発熱、メタンガス・硫化水素ガスの発生及びこれらによる火災の発生等が懸念される。
- (ロ) 建設系廃木材には防腐処理された木材が含まれており、特にCCA（六価クロム・銅・砒素系）処理木材については、六価クロムや砒素などの有害物質が雨水等と接触し溶出することが知られており、土壌、地下水等の汚染のおそれがある。また、CCA薬剤以外の防腐剤には発がん性物質が含まれるものもある。さらに、災害廃棄物として現に仮置きされている建設系廃木材から、これらの防腐処理がなされていない木材を選別することは容易ではない。

3. その他の造成地等における活用方法

従来から、伐採木や剪定枝は、木質ボード等へのマテリアルリサイクルや燃料としての有効活用がなされてきたほか、チップ化しマルチング材として造成地等においても活用されてきたところである。東日本大震災で発生した倒木等の自然木についても、これまでにマルチング材等としての活用方法が以下のとおり示されている。これらを参考とし、活用を図らるたい。

- (イ) 第1回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合環境省資料において、「木質系廃棄物はチップ化し、マルチング材として造成地等の表面に利用することができる」としている。
- (ロ) 「今後における海岸防災林の再生について」（平成24年2月東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会（林野庁））で「木くずは、チップ加工を行った上で、土壌改良材、マルチング材等に利用することができる。」とされている。また、津波により被災した森林内に残存している倒木・枯損木は、「従来と同様に、小規模な土留め、柵工、筋工、暗渠工等への再生資材として利用することができる。」とされている。
- (ハ) 「東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指

針」(平成 24 年 3 月 27 日国土交通省都市局公園緑地・景観課)(p. 45
～p. 47 抜粋)

① チップ加工した木くずの活用

ア. マルチング材としての活用

木くずは、破碎材のサイズを 50mm以下としてマルチング材(のり面肩部等のマルチング)に活用することができる。この際、設計撒きだし厚さは、 $t=80\text{mm}$ を標準とする。また、のり面勾配が急な場合は大雨のときに滑るおそれもあるので滑り止めの対策を行うことが望ましい。(参考資料 2 p. 32)

イ. 生育基盤材としての活用

チップ化した木くずはのり面緑化における生育基盤材として活用することができる。生チップに現場発生土等を混合したものとして利用する場合、チップの大きさは一次破碎した 150mm以下程度とするが、二次破碎した比較的小さなものも利用可能である。この際、生育基盤の標準設計撒きだし厚さは、 $t=70\text{mm}$ 以上とする。(参考資料 2 p. 33)

ウ. 堆肥原料としての活用

チップ化した木くずは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、肥料取締法及び地方公共団体の条例に基づく手続きを踏まえた上で、公園緑地の整備における土壌改良のための堆肥原料として活用することができる。堆肥化に際し、破碎物の大きさ(粒度)は、30mm程度とする。破碎後の材料は、堆肥化ヤードで堆肥化促進のための副資材を混合し、所定の熟度になるまで切返し等を行いながら発酵させる。(参考資料 2 p. 34)

② 公園緑地内に残る倒木等原形のままの木くずの活用

ア. 丸太材としての活用

木材として使用可能な木くずは、原形のまま、公園緑地の手すり、ベンチ、階段、丸太杭等として活用することができる。活用にあたり、「建設発生木材リサイクルの手引き(案)」を参照することが望ましい。(参考資料 2 p. 35)

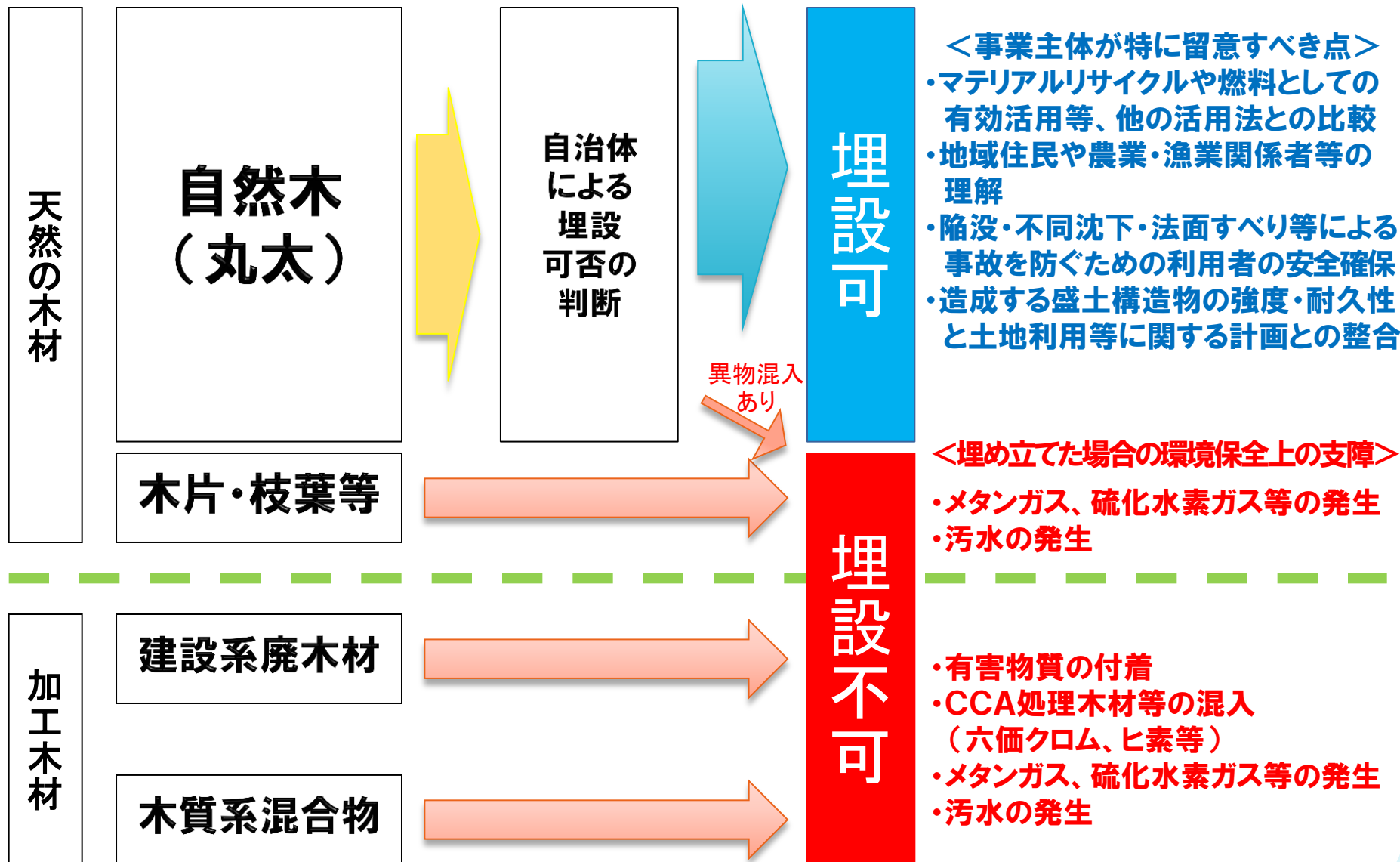
イ. 地域生態系の復元・保全のための資源としての倒木等の活用
現地で地域固有の植生がすでに回復しつつある場合、津波により被災した樹林に残存している倒木等は、必要に応じ、地域生態系の復元・保全、自然資源の有効活用の観点から、そ

のまま現地で残置あるいは覆土することにより、自然植生の生育基盤として活用することも考えられる。この際、外来種の防止に配慮する必要がある。また、これら倒木等を植生の生育基盤として活用する場合、腐朽による不同沈下や陥没、発熱、ガスの発生等の危険性があることから利用者の安全性の確保のため、公園緑地への利用者の立ち入りを制限する等の対応を行う必要がある。

自然木・木くず等を埋設することについて

平成24年6月

管理主体が長期にわたり責任を負う場合は、以下のとおり取り扱う。



参考：埋設以外の活用方法(マルチング材等)

